

平成23年第3回定例会
生活文化環境森林常任委員会

説明資料

【請願説明】

1. 長田地区内の産業廃棄物処分場に不法投棄されている
産業廃棄物の全量撤去を求める請願の処理経過 . . . 1

【所管事項説明】

2. 「『2011年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」
への回答（当部所管分） . . . 7
3. 「みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）」中間案（当部所管分） . . . 9
4. 三重県版事業仕分け（公開仕分け）の結果報告（当部所管分） . . . 11
5. 平成23年台風12号による被害と対応状況（当部所管分） . . . 31
6. 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（当部所管分） . . . 39
7. 三重県環境基本計画（中間案・改訂版） . . . 61
8. 三重県産業廃棄物税の検討結果と今後の対応 . . . 65
9. 産業廃棄物不適正処理事案への対応 . . . 73
10. 水質総量規制に係る総量削減計画（第7次）の策定状況 . . . 77
11. 三重の森林づくり実施状況及び三重の森林づくり基本計画の改定 . . . 81
12. ニホンジカ、イノシシの狩猟期間の延長 . . . 87
13. 審議会等の審議状況 . . . 89

平成23年10月4日

環境森林部

1. 長田地区内の産業廃棄物処分場に不法投棄されている

産業廃棄物の全量撤去を求める請願の処理経過

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成20年第1回定例会	請願第31号	<p>長田地区内の産業廃棄物処分場に不法投棄されている産業廃棄物の全量撤去を求めることについて</p> <p>(要旨)</p> <p>当会では、数年前から、長田地区内の産業廃棄物処分場について、悪臭や規程外の廃棄物投棄の疑い、出火、土壌汚染の危惧等、将来に亘る生活環境を脅かすこの状況を憂え活動する地域住民や自治会に協力し、三重県に対し処分場増設の反対やボーリング調査の実施、業者への指導強化を訴えてきました。平成18年11月27日には、処分場増設に対し三重県から不許可の判断が下され、県政の適切な判断に深く感謝いたしております。</p> <p>しかし、既存処分場に堆積されている産業廃棄物については、地域住民による調査や平成18年3月に県の指導の下で業者が行なった既存処分場のボーリング調査の結果により、有害物質（鉛及びPCB）や埋めてはならない品目が検出されながらも放置されております。</p> <p>現在及び将来に亘る地域住民及び木津川流域住民の生活環境の保全のために、長田地区内の既存処分場に不法投棄されている産業廃棄物を早期に全量撤去するよう、業者に強く指導していただくよう請願いたします。</p> <p>なお、地域から提出された「有害物質が確認された既存処理施設における廃棄物の全量撤去を求めるについて」の請願が、平成20年3月25日に伊賀市議会で採択された。市がひとつとなって切にお願いすることであることを理解ください。</p>	<p>(1) 処分場の現状等</p> <p>平成18年のボーリング調査の結果、深さ20m付近の約20年以上前の廃棄物層から、シュレッダーダスト由来と推定される鉛及びPCBが検出されました。また、安定型処分場に埋立できない木くずも確認されました。</p> <p>また、県が本年3月に重機による掘削調査を行い、また、5月には平成6年以降の埋立部分でボーリング調査を行った際にも、処分場内の広い範囲で木くずの埋立を確認しました。</p> <p>(2) 水質調査結果等</p> <p>これまで処分場周辺の観測井戸、浸出水処理施設からの放流水及び河川について、継続的に水質検査を実施しており、周辺環境への影響に問題がないことを確認しています。</p> <p>(3) 廃棄物撤去に係る考え方</p> <p>シュレッダーダストは当時安定型処分場への埋立が認められていたものであり、埋立の違法性は問えないものです。</p> <p>木くずに関しては、廃棄物層の広い範囲に混入しているため、撤去をした場合は悪臭や水質汚染等の二次公害の発生が強く懸念されるものであり、現在、放流水の水質等から、生活環境保全上の支障は生じておりません。</p>

	<p>〈早期に全量撤去を求める理由〉</p> <p>1. 堆積物の質的危険性 平成18年3月に県の指導の下、業者が行った既存処分場のボーリング調査では、かねてより地域住民が指摘し危惧していたとおり、取り出したコアに、埋めてはならない品目の木屑（廃材）が含まれており、また基準値以上のPCBが検出されました。木屑（廃材）は水分を多量に含むために堆積物が崩壊しやすく、崩壊すれば、周辺の土壌汚染、特に島ヶ原住民の水源保護区域の汚染、有害物質の木津川流出は免れません。</p> <p>2. 地理的条件からみた危険性 この処分場が花ノ木断層と呼ばれる活断層や三軒家断層から1km程度しか離れていないこと、木津川断層帯まで5kmという地理を考えると、想定されている南海・東南海地震規模の地震が起これば大規模な崩壊の可能性がきわめて高いと考えられます。</p>	<p>また、事業者が今後新たな廃棄物の埋立をしない旨を表明していることから、現時点で撤去を命ずることは適切でないと判断しています。</p> <p>(4) 公害調停について 廃棄物の撤去に関しては、平成17年から国の公害等調整委員会において事業者及び県を被申請人とした調停手続きが進められてきましたが、調停案について、一度は中間合意に至ったものの、新たな廃棄物の搬入禁止についての条項を加えることについて、三者の合意が得られず、平成22年7月6日に調停は不成立となりました。</p> <p>(5) 今後の対応 事業者が、本年7月、地元に対して、今後、新たに廃棄物を搬入せず、また、国へ申し立てている処分場増設及び処分業不許可処分についての不服審査請求を取り下げる旨を示したことから、現在、事業者と地元との間で先に中間合意に至っていた公害調停案を基本とした内容で和解すべく、協定書の締結についての協議が行われています。 県は事業者に対しては、地元の意向に沿った措置を基本に指導していくこととし、協定書が締結された後には、事業者が確実に履行するよう監視・指導していきます。</p> <p>(6) 地震等による危険性 将来、大規模な地震が発生した際、処分場が崩壊する危険性については予測困難な面がありますが、三重県地域防災計画被害想定調査データブックによると、東海・東南海・南海地震が発生した場合の</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>処分場のある場所は、震度5弱と予想されており、既存データを用いた構造計算上は当該震度において、安定であると推計されます。また、当該地域の主な活断層である木津川断層帯の地震発生確率は50年以内でほぼ0%とされており、この断層による当面の危険性はないものと考えられます。</p> <p>法面等の状況については、県が採水時等にあわせて立入し、異常がないことを確認しています。</p> <p>なお、島ヶ原簡易水道の水源は、当該処分場の立地場所と水系が異なることから直接影響はないと考えています。</p>
--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

参考1 主な経緯

平成17年 3月25日	産業廃棄物処理施設変更（増設）許可申請書を受理 処分場敷地の増設による埋立容量の増加 埋立面積 62,863㎡ → 81,548㎡（18,685㎡増） 埋立容量 335,521㎥ → 545,521㎥（210,000㎥増）
平成18年 3月10日	最終処分場内でボーリング調査実施
4月25日	既存最終処分場への廃棄物搬入中止の確認
11月27日	増設許可申請の不許可処分
平成19年 1月25日	不許可処分に対して、事業者が環境省へ行政不服審査請求
平成20年 6月10日	伊賀市自治会連合会から長田地区内の産業廃棄物処分場に不法投棄されている産業廃棄物の全量撤去を求める請願が提出される
6月30日	県議会で請願が採択される
平成22年 8月26日	伊賀市自治会連合会から(有)城南開発興業の産業廃棄物処理業の許可更新をしないように求める要望書が知事あてに提出される
9月15日	伊賀市自治会連合会等から(有)城南開発興業の産業廃棄物処理業の許可を更新しないように求める署名書（4,374人分）が知事あてに提出される
11月1日	木津川流域住民等（京都府等他府県含む）から、産業廃棄物の撤去及び産業廃棄物処理業の許可更新に反対を求める申入書及び追加署名書が提出される〔署名者総数：12,530名〕
11月8日	産業廃棄物処分業許可（更新）の不許可処分
12月28日	不許可処分に対して、事業者が環境省へ行政不服審査請求
平成23年 3月22日	処分場既設部分について重機により掘削調査を実施（6箇所）
5月9日 ～26日	処分場増設部分について、ボーリング調査を実施（3箇所）
6月23日	事業者から県に対して、文書により「今後、廃棄物は持ち込まない」等について申入れ
7月3日	地元住民代表（長田地区各区長等）に対して、県から事業者の意向を伝える
7月25日	事業者から地元住民代表（長田地区各区長等）に対して、意向を説明

参考2 公害調停に関する経過

平成17年 7月15日	申請人（今高一三氏ほか109名）が、事業者（(有)城南開発興業、(株)樋口商店、(株)樋口開発）と三重県に(有)城南開発興業安定型産業廃棄物最終処分場に埋立られている許可品目以外の産業廃棄物の撤去と埋立状況・汚染状況の調査を求める。
12月14日	※第1回調停（公害等調整委員会）以後計12回開催
平成22年	※第11回調停
4月22日	申請人、被申請人事業者、被申請人三重県との間で中間合意
7月6日	※第12回調停 調停案についての三者の合意が得られず不成立

(有)城南開発興業最終処分場

増設許可申請部分
(H18.11不許可処分)

平成6年以降の増設部分

現処分場

- ① 設置者 : 有限会社城南開発興業 代表取締役 樋口文三郎
- ② 施設の種別 : 産業廃棄物最終処分場(安定型)
- ③ 設置場所 : 伊賀市長田宇切坂3901-1
- ④ 施設能力 : 埋立面積 62,863m²、埋立容量 335,521m³
- ⑤ 取扱廃棄物 : 廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず等、がれき類
- ⑥ 設置届出日 : 昭和54年1月23日

- A ~ C H18ボーリング地点
- ① ~ ⑥ H23.3.22の掘削地点
- ア ~ ウ H23.5ボーリング地点

2. 「『2011年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

生活文化環境森林常任委員会

重点的な取組		主担当部局名	委員会意見	回答
重点事業 くらし10	不法投棄等の是 正・防止対策の 推進	環境森林部	不法投棄等の是正事業の目標である「不適正処理事案に対する対応件数」は、事案に対応するのは当たり前であるので目標項目として不適当ではないか。	不法投棄等正事業の目標としては、委員会意見も考慮し、事案に対する対応件数ではなく、各事案の年度ごとの是正対策の進捗率とすることを検討しています。
重点事業 くらし11	森林再生「三重 の森林づくり」	環境森林部	「みんなで考える三重の森林」事業の森林フォーラム等への参加者数等を目標として評価しているが、年度によってイベントの内容が変わったり、天候に左右されるようなイベントの内容や性格を異にするようなイベントの参加者数等を毎年の数値としても評価できないのではないか。	森林づくりへの県民参画の進捗状況をはかるための指標としては、内容や天候等の影響を受ける個別のイベントの参加者数ではなく、これらの影響を小さくするため、1年間に実施される森林づくりに関する活動や催しへの、県民、NPO、企業など多様な主体の参加者数（森林づくり参加者数）を検討しています。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
225	安心して使える 県産材等の提供	環境森林部	人口減少が進む時代にあつて、住宅関連での木材需要は将来的に伸びが期待できないが、木質バイオマスの利用などエネルギーとしての利用が期待できる。主指標の「県産材の需給量」は、今後、住宅分野とエネルギー分野と分けて目標値を設定してはどうか。	事業の実施にあたっては、その進捗状況を把握するため、建築用材、合板用材、エネルギー利用を含むチップなどの利用目的別に目標値を設定することを検討していますが、「みえ県民力ビジョン・行動計画」における施策全体の進捗状況をはかるための指標としては、県産材の利用（生産）の全体量を表すものとして、「県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量」を検討しています。

3. 「みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)」中間案

政策体系一覧 (環境森林部が主担当部となっている施策)

〔政策展開の基本方向(三つの柱)〕	〔政策〕	〔施策〕
I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	1 防災対策 ～災害から命と暮らしを守る社会～	111 防災対策の推進
		112 治山・治水・海岸保全対策の推進
	2 生活安全対策 ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	121 交通安全対策の推進
		122 犯罪対策の推進
		123 消費生活の安全の確保
		124 食品・医薬品等の安全と暮らしの衛生確保
		125 感染症対策の推進
	3 保健・医療の充実 ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	131 健康対策の推進
		132 医療体制の整備
	4 共生の福祉社会の構築 ～地域の中で誰もが共に支え合う福祉社会～	141 社会福祉の充実
		142 高齢者福祉の充実
		143 障がい者の自立と共生
	5 低炭素社会・循環型社会の構築 ～環境への負荷が少ない持続可能な社会～	151 地球温暖化対策の推進
		152 廃棄物対策の推進
		153 大気環境の保全
		154 水環境の保全
6 自然環境の保全 ～命を育み暮らしを支える自然との共生～	161 自然環境の保全と活用	
	162 社会全体で支える森林づくり	

〔政策展開の基本方向(三つの柱)〕	〔政策〕	〔施策〕
Ⅱ 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～	1 人権の尊重と参画・協働 ～一人ひとりが尊重され、参画できる社会～	211 人権尊重社会の実現
		212 男女共同参画社会の実現
		213 多文化共生社会と国際貢献・交流の推進
		214 NPOの参画による協働社会づくり
	2 子育て・教育 ～子どもの健やかな成長を支える社会～	221 子育て環境の整備
		222 子どもの育ちを支える家庭力・地域力の向上
		223 学校教育の充実
	3 雇用と就労環境づくり ～誰もがいきいきと働ける社会～	231 地域の実情に応じた多様な雇用支援
		232 職業能力開発への支援
		233 いきいきと働ける就労環境づくり
	4 文化・スポーツの振興と学びの場づくり ～生きがいを感じ、心の豊かさを育む社会～	241 生涯学習の振興
		242 文化の振興
		243 スポーツの推進
	5 地域づくり ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～	251 地域の特性を生かした地域づくり
		252 農山漁村の振興
253 東紀州地域の振興		
254 快適な住まいまちづくり		
255 交通網の整備		
Ⅲ 「 ^{ひら} 拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	1 農林水産業の振興 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	311 農産物の供給
		312 農業生産構造の確立
		313 林業の振興
		314 水産業の振興
		315 農林水産業の新たな価値の創出
	2 産業振興 ～地域に活力と雇用を生み出す強じんて多様な産業～	321 強じんな産業構造基盤づくりの推進
		322 ものづくり三重の推進
		323 地域の活力を生かした産業の推進
		324 科学技術の振興
		325 観光・交流産業の振興
	3 基盤整備 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～	331 道路網・港湾の整備
		332 水資源の確保
333 エネルギー対策の推進		

4. 三重県版事業仕分け(公開仕分け)の結果報告

●公開仕分け判定結果一覧	13
●事業シート(概要説明書)	15

公開仕分け判定結果一覧

(単位:千円)

事業番号	担当	事業名	事業概要	課題と考えられるもの	判定結果	仕分け人意見内訳						判定にかかる主なコメント	H23予算額	うち一般財源
						不要	再検討	国・広域	市町	県要改善	県現行通り			
1-4	環境森林部 水質改善室	浄化槽設置促進 事業補助金	合併処理浄化槽(以下: 浄化槽)の設置者に補助 を行う市町、及び浄化槽 を設置し維持管理を行う 市町に対し補助を行う。	①補助金・負担金の目的・効果に ついて検討を要するもの(妥当性・ 有効性) 〔 下水道の未整備区域におい て、住宅等を新築し、し尿を 処理して放流する場合は、 法の規定により合併処理浄 化槽を設置することとなり、 補助金の効果が薄れている という状況もあることから、よ り効率的・効果的に生活排 水処理施設の整備を進めて いく観点で、浄化槽の補助 制度については見直すべき。〕	県 要改善				1	3	1		433,860	433,860
1-5	環境森林部 森林保全室	森林再生CO2吸 収量確保対策事 業費 (一般公共)	環境林のうち、水土保 全林に区分された森林に おいて、公益的機能を発 揮するための森林整備を 行う市町に対し、補助を 行う。	③県と市町の役割分担(県の関与 の度合い)について検討を要する もの(必要性) 〔 県の補助が高率であるなど、 関与の度合いが大きいこと から、見直すべき。〕	県 要改善					5			31,319	17,227
1-6	環境森林部 森林保全室	県単森林環境創 造事業費 (県単公共)	環境林において、公益 的機能を発揮するための 森林整備を行う市町に対 し、補助を行う。	〔 県の補助が高率であるなど、 関与の度合いが大きいこと から、見直すべき。〕	県 要改善					5			233,421	203,421
1-7	環境森林部 森林保全室	環境林整備治山 事業費 (県単公共)	災害に強い森林づくりを 推進するため、過密化等 により水土保全機能など の低下した環境林におい て、本数調整伐を実施す る。	③県と市町の役割分担(県の関与 の度合い)について検討を要する もの(必要性) 〔 県の補助が高率であるなど、 関与の度合いが大きいこと から、見直すべき。〕	県 要改善					5			108,006	108,006

事業シート (概要説明書)																			
予算事業名	浄化槽設置促進事業補助金	事業開始年度	平成元年度																
上位施策事業名	水環境の保全	担当部局	環境森林部																
根拠法令	浄化槽法第51条	担当室	水質改善室																
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	水質浄化G																
事業の必要性・実施の背景	<p>県内の河川の水質は近年改善傾向にあるが、海域の水質は環境基準(COD)の達成率が50%前後で推移しており、今後も改善が必要な状況である。汚濁負荷の主な要因の一つである生活排水対策として浄化槽等の整備を進めているが、このうち、個人設置型浄化槽の整備については、生活排水処理のうち社会的便益に相当する割合(約4割)を国、県及び市町が負担する補助制度が実施されている。</p> <p>浄化槽は、家屋が散在する地域や人口規模が小さい地域では、下水道等と比較して経費面等で効率的な整備手法であり、今後県内の生活排水処理施設整備はそのような地域が中心となることから、未整備人口解消に向けて浄化槽の果たす役割はますます大きくなっている。</p>																		
目的 (何をどうするために)	<p>県内の河川・海域等の公共用水域の水質を維持・改善するため、その汚濁負荷の主な要因である生活排水の対策として浄化槽の整備を進め、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</p>																		
目標 (何がどうなれば達成か)	<p>浄化槽のほか、下水道、集落排水施設の整備を効率的・効果的に進めることにより、県の「生活排水処理アクションプログラム」の整備目標(H27年度末84.0%)を達成することを当面の目標としており、最終的には未整備人口の解消を目標としている。</p>																		
対象 (誰・何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の浄化槽設置者に対して助成を行う市町を対象とする →浄化槽設置促進事業(個人設置型) ・公営事業として個々の浄化槽を整備する市町を対象とする →浄化槽市町村整備促進事業 ・過去に国補助事業「特定地域生活排水処理事業」を実施した市町を対象とする →特定地域生活排水処理施設整備促進事業 																		
事業概要	<input type="checkbox"/> 直接実施																		
	<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:)																		
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <u>直接</u> ・間接〕(補助先:市町 実施主体:市町)																		
<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()																			
事業内容 (手段、手法など)	<p>1 浄化槽設置促進事業(個人設置型) 個人が設置する浄化槽に対して、市町がその設置に要する経費を助成する場合、市町に対して補助基準額の1/3を補助する。</p> <p>2 浄化槽市町村整備促進事業 市町が公営の事業として高度処理型浄化槽を設置し、維持管理を行う。県は、市町が起債償還のために造成する基金に対して、起債元金×(1-地方交付税率)の1/2を補助する。</p> <p>(模式図)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>1 浄化槽設置促進事業(個人設置型)</p> <table border="1"> <tr><td>国</td><td>13.3%</td></tr> <tr><td>県</td><td>13.3%</td></tr> <tr><td>市町</td><td>13.3%</td></tr> <tr><td>住民</td><td>60.0%</td></tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2 浄化槽市町村整備促進事業</p> <table border="1"> <tr><td>国</td><td>35.3%</td></tr> <tr><td>起債(市町)</td><td>56.7%</td></tr> <tr><td>うち県補助:起債償還元金から交付税措置額を除いた額の1/2</td><td></td></tr> <tr><td>住民</td><td>10.0%</td></tr> </table> </div> </div> <p>3 特定地域生活排水処理施設整備促進事業(旧補助事業 今後新規採択なし) 過去の国補助事業「特定地域生活排水処理事業」における地方債の元利償還額に対して、地方債の元利償還額×(1-地方交付税率)の1/2を補助する。</p>			国	13.3%	県	13.3%	市町	13.3%	住民	60.0%	国	35.3%	起債(市町)	56.7%	うち県補助:起債償還元金から交付税措置額を除いた額の1/2		住民	10.0%
国	13.3%																		
県	13.3%																		
市町	13.3%																		
住民	60.0%																		
国	35.3%																		
起債(市町)	56.7%																		
うち県補助:起債償還元金から交付税措置額を除いた額の1/2																			
住民	10.0%																		
関連事業 (同一目的事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道事業(県事業)、公共下水道事業(市町事業) ・農業集落排水事業、漁業集落排水事業 																		

事業シート (概要説明書)

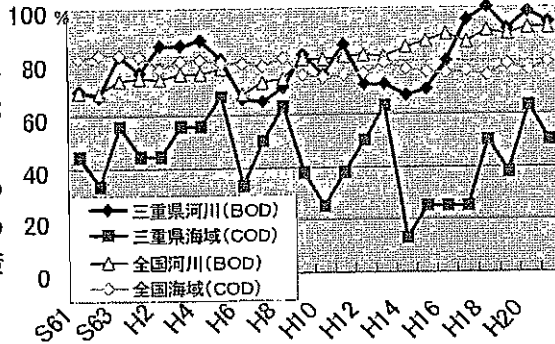
予算事業名		浄化槽設置促進事業補助金				事業開始年度		平成元年度	
		23年度(予算)		22年度(決算)		21年度(決算)		20年度(決算)	
コスト	負担金補助及び交付金	433,860 千円		399,590 千円		421,844 千円		469,882 千円	
	委託料	千円		千円		千円		千円	
	需用費	千円		千円		千円		千円	
	役務費	千円		千円		千円		千円	
	その他	千円		千円		千円		千円	
	事業費合計	433,860 千円		399,590 千円		421,844 千円		469,882 千円	
人件費	担当正職員	1 人	9,008 千円	1 人	9,516 千円	1 人	9,470 千円	1 人	9,343 千円
	臨時職員等	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
	人件費合計	1 人	9,008 千円	1 人	9,516 千円	1 人	9,470 千円	1 人	9,343 千円
総事業費		442,868 千円		409,106 千円		431,314 千円		479,225 千円	
財源 内訳	国庫支出金	千円		千円		千円		千円	
	地方債	千円		千円		千円		千円	
	その他特財	千円		千円		千円		千円	
	一般財源	433,860 千円		399,590 千円		421,844 千円		469,882 千円	
財源合計		433,860 千円		399,590 千円		421,844 千円		469,882 千円	
事業実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
	浄化槽設置基数			基	3,203	3,395	3,661		
	功率指標 (事業費/活動指標)			総事業費 / 浄化槽設置基数	128	127	131		
事業成果	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
	生活排水処理施設整備率			%	78.0	76.5	74.9		
	河川 (BOD) 環境基準達成率			%	94	94	98		
	海域 (COD) 環境基準達成率			%	88	50	63		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>生活排水処理アクションプログラムに基づき、計画的・効率的な生活排水処理施設の整備を進めた結果、本県の整備率は、平成10年度末時点で40.5% (全国40位) であったものが、平成22年度末では78.0% (平成21年度末29位) に進捗した。しかしながら、全国平均から未だ9ポイント程度低く、引き続き施設整備が必要な状況である。</p> <p>本県は家屋が散在する地域が多いことから、全国的にみても浄化槽による整備割合が高く、今後も未整備人口の解消に向けて浄化槽の整備が重要であるが、人口減少や高齢化等、社会情勢が変化し、財政状況も悪化していることから、集合処理施設に代わる受け皿としても浄化槽の役割は増大している。</p> <p>なお、今後の浄化槽整備では、既に水洗化がなされている単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進が課題であることから、県では限られた財源の中、転換に対する補助の上乗せ等、補助制度の改正を市町の意見を聴きながら検討している。</p> <p>浄化槽市町村整備促進事業は、市町が個人に代わって浄化槽の整備と維持管理を行う事業であり、計画的な整備が可能であることから、引き続き積極的に進めていく必要がある。</p>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<p>浄化槽設置促進事業(個人設置型) : 47都道府県のうち43都道府県が実施 浄化槽市町村整備促進事業 : 47都道府県のうち26都道府県が実施 (平成22年12月末)</p>							
特記事項 (事業の沿革等)		<p>浄化槽の個人設置に係る市町への県費補助制度は平成元年度から実施しており、浄化槽の整備を行う市町が補助を受けている。</p> <p>県では、単独処理浄化槽等からの転換促進のため、県費補助制度の見直しを検討しているが、市町からは、これに伴い家屋の新築に対する補助金の削減等が行われると、設置費用や維持管理費で下水道との不公平感がさらに増大するなどの反対意見がある。</p>							

浄化槽設置促進事業について

浄化槽整備の必要性

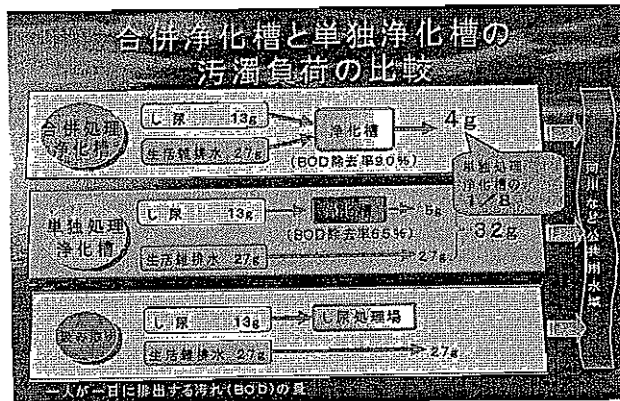
海域の環境基準 (COD) の達成率は50%前後で推移

- 河川の水質は改善傾向にあるが、海域ではCOD (化学的酸素要求量) の環境基準達成率が50%前後で推移している。
- 公共用水域の水質改善のためには、汚濁負荷の主な要因のひとつである生活排水の対策がさらに必要。

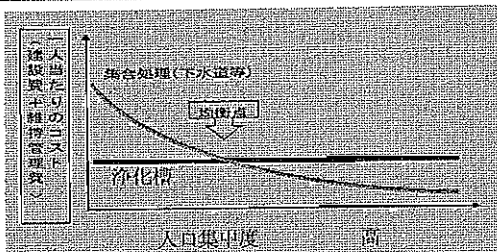


合併浄化槽の効果

- 生活排水が未処理で放流される単独浄化槽に対して、合併浄化槽は汚濁負荷が1/8となり、大きな効果がある。
- 単独浄化槽は、平成21年度末で県内に約14万基あり、その転換促進が重要。

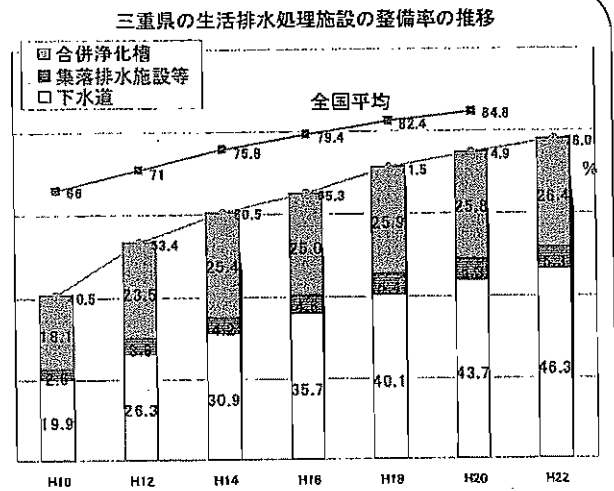


- 浄化槽は、家屋散在地域等では下水道等と比較して効率的な整備手法であり、今後の未整備人口解消に向けて浄化槽の果たす役割はますます大きくなっている。

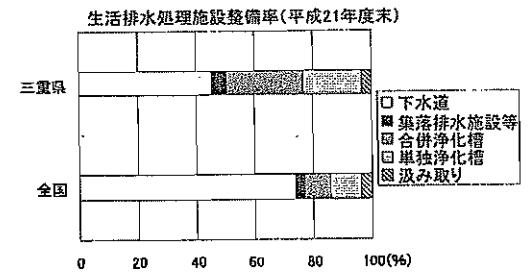


整備状況と今後の対策

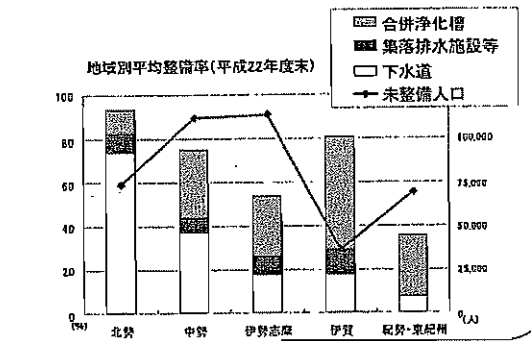
- 県費補助による整備状況：設置基数は平成22年度約3,200基であり、近年減少傾向にある。また、県費補助額は平成22年度で約4億円となっている。
- 本県の生活排水処理施設の整備率は平成22年度末で78.0%と着実に進展しているものの、全国平均より低く、今後も生活排水処理アクションプログラムの目標 (平成27年度84.0%) 達成に向けた整備が必要である。



- 本県は浄化槽による整備割合が高いが、人口減少や高齢化等の社会情勢の変化や財政状況の悪化から、集合処理施設に代わる受皿としても浄化槽の役割は増大している。(三重県26.1% 全国8.9% 平成21年度末)



- 生活排水処理施設の整備率は、県南部ほど低いことから、今後、人口規模等を考慮して浄化槽を中心とした整備が重要である。しかし、未整備人口では他の地域も同様であり、全県的な整備が必要といえる。



補助制度の必要性と見直し検討

浄化槽設置促進事業 (個人設置型) は、浄化槽の設置費用のうち社会的便益に相当する部分 (4割) を公費負担している。

本県は浄化槽の整備割合が高く、限られた財源のなかでさらに効果的な設置促進策が必要。

新築家屋に対する補助を削減して、単独浄化槽等からの転換補助を上乗せする改正案については、市町から下水道との不公平感が増大するなどの反対意見があり、慎重に検討している。

事業シート (概要説明書)			
予算事業名	森林再生CO2吸収量確保対策事業費	事業開始年度	平成15年度
上位施策事業名	森林のもつ公益的機能の発揮	担当部局	環境森林部
根拠法令	三重県自然環境保全条例第16条、 三重の森林づくり条例第12条及び第13条	担当室	森林保全室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	森林整備G
事業の必要性・実施の背景	<p>森林は、木材生産のほか、水源かん養や山地災害防止、CO2吸収などの公益的機能の発揮を通じて、県民生活にかけがえのない恩恵をもたらしている。</p> <p>しかし、林業採算性の悪化等により、森林所有者の意欲の減退や森林への関心の低下から放置される森林が増加し、このまま放置すればさらに森林の荒廃が進み、公益的機能が低下し、山地崩壊や水質汚濁など、県民生活への悪影響が心配された。</p> <p>このため、全国に先駆け、県内の森林を、木材の持続的な生産を通して公益的機能の発揮を図る「生産林」と、木材の生産を主目的とせず公益的機能の発揮を重視した「環境林」に区分し、効率的・効果的な森林管理を推進することとした。</p> <p>特に、「環境林」のなかでも、森林所有者から提供された森林を公共財と捉え、市町と連携した公的管理により、森林整備を進めることとした。</p>		
目的 (何をどうするために)	<p>間伐等の手入れ不足から、森林内が暗く下草や樹木が生育していない環境林において、林内に光を入れて下草や広葉樹の育成を進め、公益的機能を発揮する様々な種類の樹木が生育する森林づくりを目的とする。</p>		
目標 (何がどうなれば達成か)	<p>環境林(整備対象45,000ha)で、様々な樹種の樹木が生育した森林となり、その後は、人手をかけなくても、自然の力により公益的機能が発揮される森林が増加していくこと。</p>		
対象 (誰・何を対象に)	<p>環境林(保安林や公有林等を除く)のうち、環境林整備計画を樹立した森林で国の補助要件に合致するもの。</p>		
事業概要	<input type="checkbox"/> 直接実施		
	<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <u>直接</u> 〕間接 (補助先: 市町 実施主体: 市町)		
	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()		
事業内容 (手段、手法など)	<p>県は、森林所有者から提供された森林を公益的機能の発揮できる森林へと移行させるために森林整備を実施する市町に対して補助を行う。</p> <p>市町は、森林所有者から20年間の管理を受託し「環境林整備計画(30ha以上、計画期間:20年間)」を策定した認定林業事業体に委託し、間伐、植栽を実施する。</p> <p>また、市町と森林所有者、認定林業事業体の三者で、『管理委託期間中の20年間は環境林整備計画に基づき適正に森林の整備を行うこと』に加え、20年間の管理委託終了後にも公益的機能を発揮する環境林として『様々な樹種が生育した状態を維持し森林内の広葉樹は皆伐しないこと』などの制約について定めた「環境林づくり協定」を締結する。</p> <p>特に、当事業については、京都議定書におけるCO2の森林吸収源としての役割を發揮させるため吸収力の高い若齢林(16~45年生)を対象とした国補助事業により森林整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業主体 : 市町 ● 負担率 : 国30%、県55%、市町15% ● 平成23年度事業 : 117ha 		
関連事業 (同一目的事業等)	<p>県単森林環境創造事業 環境林整備治山事業</p>		

事業シート (概要説明書)

予算事業名		森林再生CO2吸収量確保対策事業費				事業開始年度	平成15年度		
		23年度(予算)		22年度(決算)		21年度(決算)		20年度(決算)	
事業費	負担金補助金及び交付金	30,580千円		46,909千円		71,166千円		106,337千円	
	委託料	0千円		0千円		0千円		0千円	
	需用費	639千円		20千円		0千円		82千円	
	役務費	0千円		100千円		200千円		29千円	
	その他	100千円		1,079千円		3,352千円		3,817千円	
	事業費合計	31,319千円		48,108千円		74,718千円		110,265千円	
	人件費	担当正職員	0.26人	2,342千円	0.40人	3,806千円	0.62人	5,871千円	0.92人
	臨時職員等	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
	人件費合計	0.26人	2,342千円	0.40人	3,806千円	0.62人	5,871千円	0.92人	8,596千円
	総事業費	33,661千円		51,914千円		80,589千円		118,861千円	
財源	国庫支出金	14,092千円		22,843千円		34,635千円		41,451千円	
	地方債	0千円		0千円		0千円		0千円	
	その他特財	0千円		0千円		0千円		0千円	
	一般財源	17,227千円		25,265千円		40,083千円		68,814千円	
	財源合計	31,319千円		48,108千円		74,718千円		110,265千円	
事業実績	活動実績	【活動指標名】				単位	H22年度	H21年度	H20年度
	効率指標 (事業費/活動指標)	森林整備面積				ha	189	370	447
		総事業費 / 森林整備面積				千円/ha	275	218	266
事業成果	成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】				単位	H22年度	H21年度	H20年度
		対象森林(45,000ha)に対する森林整備実施率				%	25.8	23.0	19.8
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>環境林45,000haのうち、3,292haの森林を整備し、様々な樹種の樹木が生育した森林づくりを推進することができた。</p> <p>事業の創設当初は事業体からの要望も多く、計画の作成や森林の整備が順調に進んできたが、10年が経過した中で、小規模な森林所有者が多いこと、不在村所有者や境界の不明確な森林が多いこと、また、森林所有者の森林に対する関心も低下してきていることや、採択基準である30ha以上の団地の確保などが制約となって計画がまとまりにくいという課題がある。</p> <p>ダイレクトメールによる森林所有者への事業の紹介やアンケートによる意向調査を現在実施中であり、今後は対象となる森林の現地調査を行うなど、環境林の現況を十分に把握する必要がある。</p>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<p>(山梨県) 森林吸収源対策間伐推進支援事業 13,000千円(国:41%、県59%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者による整備が困難な森林で間伐をする。 ・森林所有者と施業実行者、県の三者で10年間の協定を締結する。 <p>(長野県) 公的森林整備 27,403千円(国:51%、県33%、市町村16%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例で指定された森林整備保全重点地域、公的森林整備協定森林で間伐を実施する。 							
特記事項 (事業の沿革等)		<p>環境林のうち森林所有者から提供された森林を公共財と位置付けて公的に整備する公共事業として平成13年度に県単森林環境創造事業を創設したが、平成15年度に、国の造林事業において、森林の針広混交林化を図ることを目的とした補助メニューが創設されたことから、県単森林環境創造事業の一部を、森林のもつ公益的機能による恩恵を受受する市町との連携のもとで実施することとした。</p>							

事業シート (概要説明書)			
予算事業名	原単森林環境創造事業費	事業開始年度	平成13年度
上位施策事業名	森林のもつ公益的機能の発揮	担当部局	環境森林部
根拠法令	三重県自然環境保全条例第16条、 三重の森林づくり条例第12条及び第13条	担当室	森林保全室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	森林整備G
事業の必要性・実施の背景	<p>森林は、木材生産のほか、水源かん養や山地災害防止、CO2吸収などの公益的機能の発揮を通じて、県民生活にかけがえのない恩恵をもたらしている。</p> <p>しかし、林業採算性の悪化等により、森林所有者の意欲の減退や森林への関心の低下から放置される森林が増加し、このまま放置すればさらに森林の荒廃が進み、公益的機能が低下し、山地崩壊や水質汚濁など、県民生活への悪影響が心配された。</p> <p>このため、全国に先駆け、県内の森林を、木材の持続的な生産を通して公益的機能の発揮を図る「生産林」と、木材の生産を主目的とせず公益的機能の発揮を重視した「環境林」に区分し、効率的・効果的な森林管理を推進することとした。</p> <p>特に、「環境林」のなかでも、森林所有者から提供された森林を公共財と捉え、市町と連携した公的管理により、森林整備を進めることとした。</p>		
目的 (何をどうするために)	<p>間伐等の手入れ不足から、森林内が暗く下草や樹木が生育していない環境林において、林内に光を入れて下草や広葉樹の育成を進め、公益的機能を発揮する様々な種類の樹木が生育する森林づくりを目的とする。</p>		
目標 (何がどうなれば達成か)	<p>環境林(整備対象45,000ha)で、様々な樹種の樹木が生育した森林となり、その後は、人手をかけなくても、自然の力により公益的機能が発揮される森林が増加していくこと。</p>		
対象 (誰・何を対象に)	<p>環境林(保安林や公有林等を除く)のうち、環境林整備計画を樹立した森林。</p>		
事業概要 実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施		
	<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <u>直接</u> 〕間接 (補助先: 市町 実施主体: 市町)		
	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()		
事業内容 (手段、手法など) ※当該事業以下に細 事業がある場合は、 事業費とともに記載	<p>県は、森林所有者から提供された森林を公益的機能の発揮できる森林へと移行させるために森林整備を実施する市町に対して補助を行う。</p> <p>市町は、森林所有者から20年間の管理を受託し「環境林整備計画(30ha以上、計画期間:20年間)」を策定した認定林業事業体に委託し、間伐、下刈り、植栽、管理歩道の整備などの森林整備を実施する。</p> <p>また、市町と森林所有者、認定林業事業体の三者で、『管理委託期間中の20年間は環境林整備計画に基づき適正に森林の整備を行うこと』に加え、20年間の管理委託終了後にも公益的機能を発揮する環境林として『様々な樹種が生育した状態を維持し森林内の広葉樹は皆伐しないこと』などの制約について定めた「環境林づくり協定」を締結する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業主体 : 市町 ● 負担率 : 県80%、市町20% ● 平成23年度事業 : 1,216ha 		
関連事業 (同一目的事業等)	<p>森林再生CO2吸収量確保対策事業 環境林整備治山事業</p>		

事業シート (概要説明書)

予算事業名		県単森林環境創造事業費				事業開始年度		平成13年度	
		23年度 (予算)		22年度 (決算)		21年度 (決算)		20年度 (決算)	
事業費 コスト	負担金補助金及び交付金	223,370 千円		202,021 千円		142,390 千円		209,687 千円	
	委託料	1,267 千円		0 千円		535 千円		6 千円	
	需用費	1,722 千円		915 千円		34 千円		142 千円	
	役務費	1,564 千円		10 千円		0 千円		85 千円	
	その他	5,498 千円		613 千円		94 千円		680 千円	
	事業費合計	233,421 千円		203,559 千円		143,053 千円		210,600 千円	
人件費	担当正職員	2.31 人	20,808 千円	1.70 人	16,177 千円	1.19 人	11,269 千円	1.76 人	16,444 千円
	臨時職員等	人	千円	0 人	0 千円	人	千円	人	千円
	人件費合計	2.31 人	20,808 千円	1.70 人	16,177 千円	1.19 人	11,269 千円	1.76 人	16,444 千円
総事業費		254,229 千円		219,736 千円		154,322 千円		227,044 千円	
財源 内訳	国庫支出金	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円	
	地方債	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円	
	その他特財	30,000 千円		30,000 千円		32,000 千円		30,000 千円	
	一般財源	203,421 千円		173,559 千円		111,053 千円		180,600 千円	
	財源合計	233,421 千円		203,559 千円		143,053 千円		210,600 千円	
事業実績	【活動指標名】				単位	H22年度	H21年度	H20年度	
	活動実績	森林整備面積			ha	1,063	1,099	1,031	
事業成果	【成果指標名】				単位	H22年度	H21年度	H20年度	
	成果実績 (事業目標達成状況)	対象森林(45,000ha)に対する森林整備実施率			%	25.8	23.0	19.8	
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>環境林45,000haのうち、9,648haの森林を整備し、様々な樹種の樹木が生育した森林づくりを推進することができた。</p> <p>事業の創設当初は事業体からの要望も多く、計画の作成や森林の整備が順調に進んできたが、10年が経過した中で、小規模な森林所有者が多いこと、不在村所有者や境界の不明確な森林が多いこと、また、森林所有者の森林に対する関心も低下してきていることや、採択基準である30ha以上の団地の確保などが制約となって計画がまとまりにくいという課題がある。</p> <p>ダイレクトメールによる森林所有者への事業の紹介やアンケートによる意向調査を現在実施中であり、今後は対象となる森林の現地調査を行うなど、環境林の現況を十分に把握する必要がある。</p>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<p>(静岡県) 森の力再生事業 972,000千円(県:100%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者による整備が困難な森林で間伐をする。 ・森林所有者と施業実行者、県の三者で10年間の協定を締結する。 <p>(福岡県) 荒廃森林再生事業 1,279,260千円(県:100%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15年以上施業がなされていない人工林を実施する。 ・3年以上植栽されずに放置されている林地で広葉樹植栽を実施する。 ・市町村長と森林所有者の二者で20年間の協定を締結する。 							
特記事項 (事業の沿革等)		<p>森林は、水源かん養や山地災害防止、地球温暖化防止等の公益的機能を有しているが、木材価格の低迷による採算性の悪化から手入れ不足の森林が増加するなど、森林の機能低下が危惧されることから、県内の森林を、「生産林」と「環境林」に区分し、平成13年度から、環境林において森林所有者から提供された森林を公共財と捉えて公的に整備する公共事業として当事業を全国に先駆けて創設し、森林のもつ公益的機能による恩恵を享受する市町との連携のもとで実施することとした。</p> <p>近年、他県でも類似事業が増えてきており、これらは市町負担なしで実施している。</p>							

事業シート (概要説明書)

予算事業名	環境林整備治山事業費	事業開始年度	平成19年度
上位施策事業名	森林の持つ公益的機能の発揮 (環境林整備の推進)	担当部局	環境森林部
根拠法令	森林法第41条第3項、三重県自然環境保全条例第16条、三重の森林づくり条例第12条及び第13条	担当室	森林保全室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	治山グループ
事業概要	事業の必要性・実施の背景	<p>森林は、木材生産のほか、水源かん養や山地災害防止、CO2吸収などの公益的機能の発揮を通じて、県民生活にかけがえのない恩恵をもたらしている。</p> <p>しかし、林業採算性の悪化等により、森林所有者の意欲の減退や森林への関心の低下から放置される森林が増加し、このまま放置すればさらに森林の荒廃が進み、公益的機能が低下し、山地崩壊や水質汚濁など、県民生活への悪影響が心配された。</p> <p>このため、全国に先駆け、県内の森林を、木材の持続的な生産を通して公益的機能の発揮を図る「生産林」と、木材の生産を主目的とせず公益的機能の発揮を重視した「環境林」に区分し、効率的・効果的な森林管理を推進することとした。</p> <p>環境林の保安林は、県営の国補治山事業で森林整備を実施してきたが、国補治山事業採択外の保安林についても荒廃が進んだため、県単で森林整備を進めることとした。</p>	
	目的 (何をどうするために)	<p>森林が適正に管理されることにより、林内に光を入れ、下草等の導入を図り、森林の持つ公益的機能 (県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等) を高めることを目的とする。</p>	
	目標 (何かどうなれば達成か)	<p>森林の管理不足による過密化等で、公益的機能が低下した保安林を整備することにより、水源かん養や土砂流出防備等の保安林の指定目的が達成される森林づくりを目標とする。</p>	
	対象 (誰・何を対象に)	<p>環境林のうち、保安林 (人工林29,000ha)</p>	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施	
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:)	
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体:)	
	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()		
事業内容 (手段、手法など)	<p>環境林の中の保安林で、国補治山事業で採択されない森林を対象として、間伐を実施する。</p> <p>また、事業施行地については、県と森林所有者の間で協定を締結し、「一定期間の皆伐の制限」等を定めている。</p> <p>事業主体 : 三重県</p> <p>負担率 : 県 100%</p> <p>23年度事業 : 274ha</p> <p>事業実施</p> <p>市町が地元要望を取りまとめ、県に事業の施工申請をし、県で採択基準等を審査し、予算の範囲内で県が事業を実施する。</p> <p>※「一定期間の皆伐の制限」の一定期間 : 「標準伐期齢×2-10」に達するまで 標準伐期齢 : 市町ごとに定められており、スギ35~40年、ヒノキ40~45年</p> <p>※保安林 : 水源のかん養、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため、森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林で、指定目的の機能を確保するため、立木の伐採、土地の形質変更等が規制される。</p>		
関連事業 (同一目的事業等)	<p>森林再生CO2吸収量確保対策事業 県単森林環境創造事業</p>		

事業シート (概要説明書)

予算事業名		環境林整備治山事業費				事業開始年度		平成19年度	
		23年度 (予算)		22年度 (決算)		21年度 (決算)		20年度 (決算)	
コスト	工事請負費	83,721 千円		83,493 千円		125,322 千円		148,442 千円	
	委託料	11,325 千円		15,310 千円		19,267 千円		27,953 千円	
	需用費	5,900 千円		3,022 千円		880 千円		4,654 千円	
	役務費	0 千円		300 千円		84 千円		4,755 千円	
	その他	7,060 千円		5,635 千円		12,620 千円		14,097 千円	
	事業費合計	108,006 千円		107,760 千円		158,173 千円		199,901 千円	
人件費	担当正職員	1.13 人	10,179 千円	1.19 人	11,324 千円	1.59 人	15,057 千円	1.97 人	18,406 千円
	臨時職員等	0 人	0 千円	0 人	0 千円	0 人	0 千円	0 人	0 千円
	人件費合計	1.13 人	10,179 千円	1.19 人	11,324 千円	1.59 人	15,057 千円	1.97 人	18,406 千円
	総事業費	118,185 千円		119,084 千円		173,230 千円		218,307 千円	
財源 内訳	国庫支出金	0 千円		0 千円		0 千円		36,126 千円	
	地方債	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円	
	その他特財	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円	
	一般財源	108,006 千円		107,760 千円		158,173 千円		163,775 千円	
	財源合計	108,006 千円		107,760 千円		158,173 千円		199,901 千円	
事業実績	【活動指標名】					単位	H22年度	H21年度	H20年度
	間伐実施面積					ha	320	417	546
	効率指標 (事業費/活動指標)					総事業費 / 間伐実施面積	千円/ha	372	415
事業成果	【成果指標名】					単位	H22年度	H21年度	H20年度
	環境林整備進捗累計 (国補治山事業実績含む)					%	24.5	19.7	12.8
	環境林整備対象面積 : 29,000ha								
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		平成19年度の事業開始以来、4年間で1,600haの保安林の間伐を実施し、公益的機能を持続的に発揮し保安林の指定目的が達成される森林づくりを推進してきたが、当事業対象の未整備保安林も多く、事業実施済み保安林についても、継続的に整備(5~10年ごとの間伐)する必要があるため、当事業を継続していきたい。							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		県営・県負担100%で実施している森林整備 (栃木県) とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業 367,536千円 保安林の荒廃した人工林において、間伐を実施する。 県・森林所有者で、事業実施後20年間の主伐・転用を禁止する協定を締結する。 (奈良県) 施業放置林整備事業 260,000千円 奈良県型の環境保全林に区分された人工林において、間伐を実施する。 県・市町村・森林所有者で、事業実施後10年間の皆伐・転用を禁止する協定を締結する。							
特記事項 (事業の沿革等)		環境林内の保安林は、治山事業により間伐を実施してきたが、国補治山事業対象外の保安林において過密化等による荒廃森林が増加したため、平成19年度から環境林整備治山事業を創設し、環境林の整備を推進している。							

三重県の森林管理の展開



三重県の森林

■ 国有林 20千ha

■ 民有林 350千ha



三重県型森林ゾーニング

- 三重県では、全国に先駆け、森林の有する多様な公益的機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、三重県型森林ゾーニングガイドラインを定め、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分し、それぞれの区分に応じた重点的、効果的な森林管理を行う。
- 市町村は、三重県型森林ゾーニングガイドラインをもとに地域の合意形成を行ったうえで、市町村森林整備計画の中でゾーニングを設定する。

環境林

(200千ha: 人工林70千ha, 天然林130千ha)

- 原則として生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。
- 森林所有者から管理委託された森林を公共財として捉え、針広混交林の造成など、多様で力強い森林づくりを行う県単森林環境創造事業などにより、公的に森林の整備・保全を進める。



環境保全型森林(保生型)
面積120千ha
うち人工林10千ha
天然林110千ha

環境保全型森林(保全型)
面積130千ha
うち人工林39千ha
天然林91千ha

人との共生型森林
面積20千ha
うち人工林19千ha
天然林1千ha

20年間

森林再生○○2吸収量確保対策事業
県単森林環境創造事業
うち対象面積45千ha
(人工林39千、天然林6千)

- 森林所有者と認定林業事業者が20年間の管理委託契約を締結し、針広混交林の造成など多様で力強い森林づくりを目指した環境林整備計画を策定
- 管理委託終了後の森林管理について、市町村と所有者と認定林業事業者が予め協定を締結
- 計画に基づき森林施業に対して、県(国・県)が市町村に助成

環境林整備治山事業
うち対象面積29千ha
(人工林29千ha)

治山事業(水源地域整備・保安林整備等)など

針葉樹と広葉樹の混交林

様々な樹種の広葉樹林

森林所有者等が自主管理
○法定に基づき所有者が適正に管理(所有地の森林等により認定林業事業者が管理する場合あり)

森林の公益的機能の高度発揮

生産林

(150千ha)

- 公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林
- 林道・作業道の整備、造林などの事業を集中的、重点的に実施し、生産コスト削減に努めつつ、持続的林業経営を通じて、公益的機能の維持向上を図る。



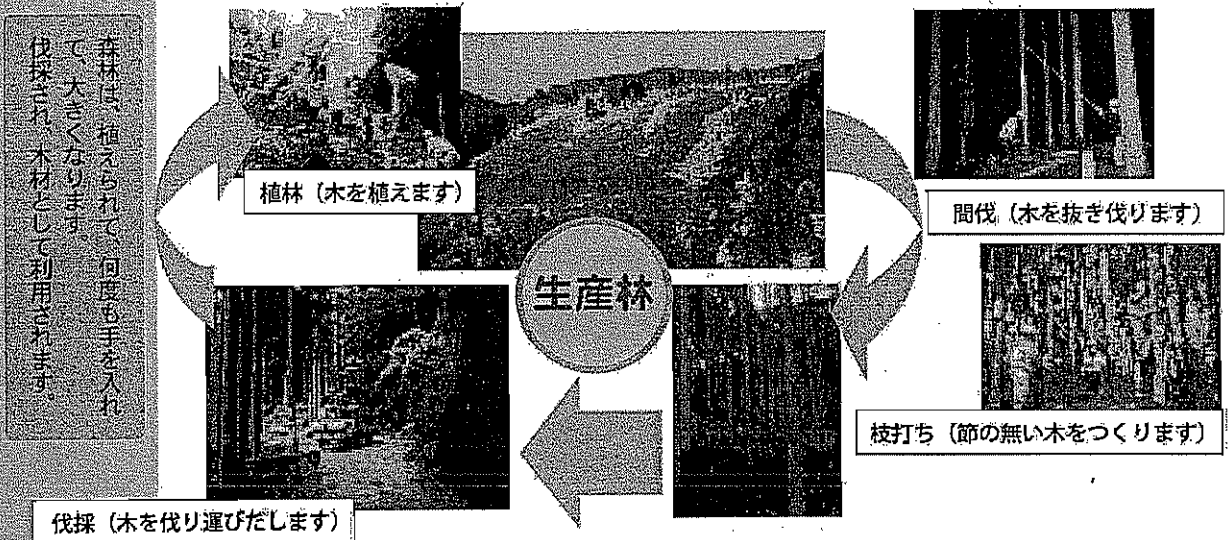
面積150千ha
(人工林150千ha)

林道事業(開設・改良・舗装)
治山事業(保安林整備等)
造林事業
森林整備加速化・林業再生基金事業

資源の循環利用

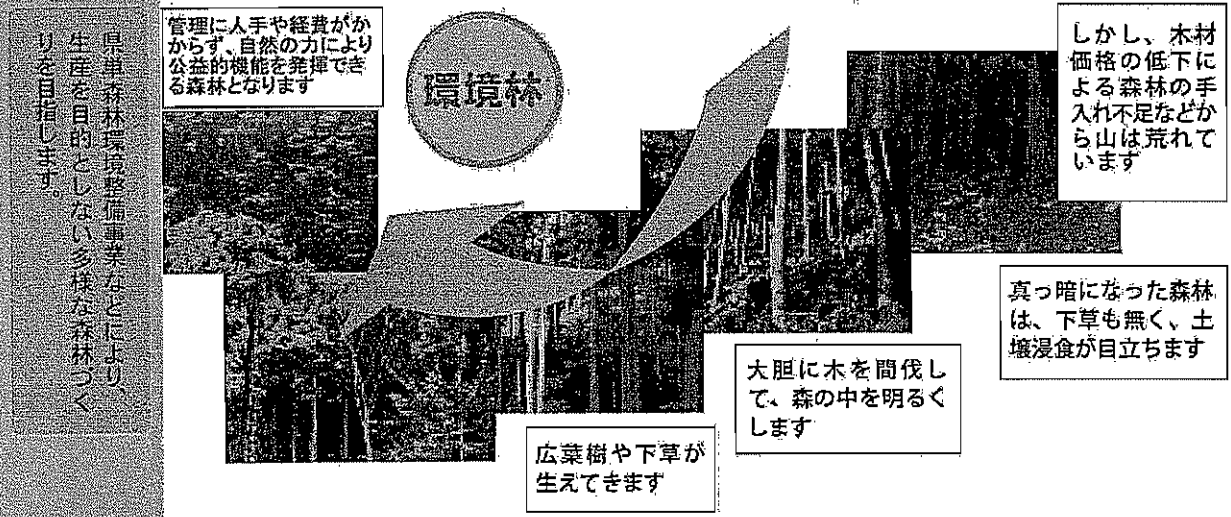
森林管理施策の展開

～環境林の整備～



森林は、植えられて、何度も手を入れ
て、大きくなります。
伐採され、木材として利用されます。

環境林施策の展開

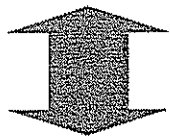


単なる森林環境整備事業などにより、
生産を目的としない多様な森林づく
りを目指します。

県単森林環境創造事業と森林再生CO2吸収量確保対策事業に係る事業の流れ

三重県

- 45,000haの環境林において、針・広混交林などの多様で力強い森林づくりの展開を公的(県:補助事業者、市町:事業主体)に実施
- 県単森林環境創造事業 県負担80%(県80%)
- 森林再生CO2吸収量確保対策事業 県負担85%(国30%、県55%)
- 環境林整備計画の認定



市町 (事業主体)

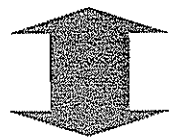
- 三重県型森林ゾーニングの設定
- 環境林整備計画の審査及び県への提出
- 公的な森林整備を事業主体となって実施
- 環境林づくり協定により、皆伐の禁止等を担保
- 県単森林環境創造事業 市町負担20%
- 森林再生CO2吸収量確保対策事業 市町負担15%

設置

提言

地区森林管理協議会

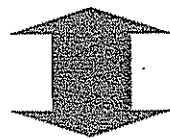
- 三重県型森林ゾーニングの設定に関する協議
- 環境林整備計画の審議
- 森林管理手法などに関する検討、提案



認定林業事業体

- 森林所有者と森林管理に関する委託契約(20年間)を締結
- 環境林整備計画(20年間)の策定

20年間の適正な森林管理



森林所有者

- 20年間の森林の提供
- 環境林づくり協定により、20年間の管理委託終了後も育成された広葉樹の保全(皆伐しないこと)を約束

針・広混交林などの多様な森林づくりへの同意



環境林づくり協定締結(三者協定)

環境林における森林整備事業の補足説明資料

1. 県単森林環境創造事業

(1) 公的な森林整備の必要性

三重県は、優良な木材の生産県であり植栽本数も全国平均（ha当たり3,000本）に比べ50%程度多く、かつては弱度（伐採率（伐採本数÷伐採前の立木本数）20%程度）の間伐などを繰返して行うという丁寧な森林施業が実施され、その結果として健全な森林の状態が保たれてきた。しかし、長期にわたる林業採算性の悪化により放置される森林が増加し、林内の下層植生の裸地化による表土流出や保水能力の低下、植栽木の発育不良による土壌緊縛力の低下などにより、豪雨時の土砂崩壊や強風による倒木などが多く発生している。

そこで、三重県では平成13年度から森林を「生産林」と「環境林」にゾーニングし、それぞれの区分に応じて効果的な森林施策を実施している。

そのうち環境林については、森林・林業経営の基盤となる林道等より400m以上離れた地理的条件の悪い場所に立地していることが多く、林業生産活動による森林整備はほとんど期待できない。

そのため、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるために、森林所有者が以下の条件に同意する場合には、県と市町の公的負担による森林整備を実施している。

①「森林管理に関する委託契約」による20年間の森林の提供

②「環境林づくり協定」によって管理委託終了の20年後も育成された広葉樹を保全（皆伐しないこと）することの誓約

③木材生産を目的にせず、森林の公益的機能の向上を目指した強度（伐採率40%程度）な間伐による針広混交林の造成を目的とすること

当該森林整備を実施することで、水源かん養や山地災害防止、二酸化炭素の吸収機能などの森林の有する公益的機能が向上し、また管理委託の終了する20年後には針広混交林化が図られ、それ以降の森林整備への県等の助成が不要となる効果が期待できる。

以上のことから、環境林45千ha（環境林のうち原生林や急傾斜地に育成する天然林、公有林及び保安林を除く。）においては、公的な森林整備が必要である。

(2) 県と市町の負担割合

森林の水源かん養、山地災害防止、二酸化炭素の吸収機能などの公益的機能の発揮による恩恵の多くは、森林の存する市町に留まらず、下流域の市町等の広範囲にわたり享受される。

そのため、公的な森林整備に係る費用の負担は基本的に県が負うべきであるが、森林の公益的機能の中には山地災害防止機能など、森林の存する市町に特に多くの恩恵をもたらすものもあるため、市町にも負担を求め、県と市町の負担割合を県80%と市町20%とした。

(3) 事業主体

市町

(4) 事業の規模

森林整備の実施により森林の公益的機能が効果的に発揮されるためには、ある程度まとまった規模の森林が必要であることから、環境林整備計画の最小面積は、概ね30ha以上としている。

(5) 整備方針

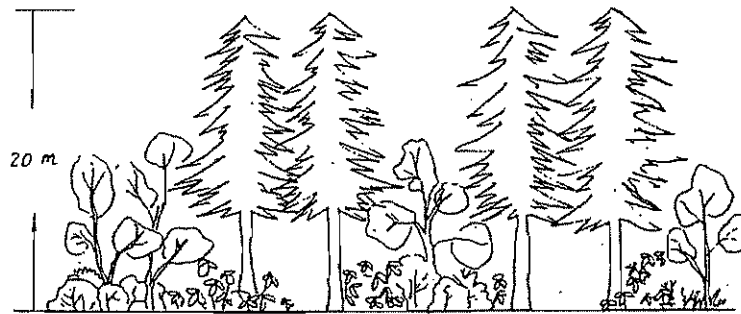
- ①スギ・ヒノキ林については、強度の間伐を繰り返し行い、森林内に光を入れ、下草や広葉樹の繁茂を図る。
- ②公益的機能の低下している広葉樹林は、間伐を行い、下草の繁茂を図る。
- ③皆伐されて5年以上経過しても、高木性の樹木の生育が見られない森林には、500本/ha程度の広葉樹を植栽できる。

(6) 目標とする森林の姿

整備した森林が、20年後には公益的機能を高度に発揮する下図のような針広混交林となることを目標とする森林の姿とする。

(針広混交林のイメージ(20年後))

上層には針葉樹が出現し林冠を形成しているが、うっ閉度は低く、広い樹間が点在すること。それらの樹間に、中・下木層が生長し、小灌木類からなるブッシュが良く発達している。



2. 森林再生CO₂吸収量確保対策事業

(1) 森林再生CO₂吸収量確保対策事業の実施の経緯

森林再生CO₂吸収量確保対策事業の基本は、県単森林環境創造事業と同じであるが、国補造林事業においてスギ・ヒノキ林を針広混交林に誘導することを目的とし、併せて二酸化炭素の吸収量の確保を図るという補助メニューが平成15年度より創設された。

そこで、環境林整備計画の計画地のうち、成長が旺盛で二酸化炭素の吸収機能が高く、かつ国補造林事業の採択要件にも適合した16年生から45年生までの間伐を実施する森林については、森林再生CO₂吸収量確保対策事業として実施している。

当該森林再生CO₂吸収量確保対策事業を実施する場合の負担割合は、国30%、県55%、市町15%としているが、これは国負担30%を除いた70%の部分について、県と市町で概ね80対20の割合になるように決めた。

(2) 事業主体

市町

(3) 事業の規模

県単森林環境創造事業と同じ。

(4) 整備方針

スギ・ヒノキ林において、強度の間伐を繰り返し行い、森林内に光を入れ、下草や広葉樹の繁茂を図る。

(5) 目標とする森林

県単森林環境創造事業と同じ。

3. 県単森林環境創造事業及び森林再生CO₂吸収量確保対策事業の取組状況

(1) 計画樹立面積の実績

平成13～22年度末までに策定された環境林整備計画(20年間の計画)の樹立面積の実績は、目標の20,500haに対して11,318ha(目標達成率55%)である。

(2) 森林整備の実績

平成13～23(予定)年度までに実施された県単森林環境創造事業による森林整備の実績は、9,648ha(事業費3,300,067千円)である。

また、平成15～23(予定)年度までに実施された森林再生CO₂吸収量確保対策事業による森林整備の実績は、3,292ha(事業費920,004千円)である。

(3) 事業の成果と課題

これらの事業を実施した成果としては、森林整備を実施した森林内の下層植生に回復の兆しが見られ、将来の目標である針広混交林に移行する基盤が整いつつあることから、一定の成果があった。

今後も計画された残期間における森林整備を実施することで、下層に芽生えた広葉樹の稚樹の生育を促進し、20年間の管理委託期間の終了後には、目標としている針広混交林となるように誘導していきたい。

また、事業の創設当初は認定林業事業者からの要望も多く、計画樹立面積や森林整備の実績ともに順調に進んできた。しかし、10年が経過した近年には、計画樹立面積の作成において以下の要因などから事業の採択基準となる30ha以上の団地の確保を行うことが難しくなっていることが課題である。

①小規模な森林所有者が大多数であること。

②不在村所有者や境界の不明確な森林が多く、森林への関心が低下してきていること。

(4) 対応

平成22年度より森林所有者に対してダイレクトメールを発送して、森林整備の重要性についての意識喚起及び当事業の紹介を改めて行うことで計画樹立面積や事業実施面積の増大を図り、また、同時に当事業に対する意向調査や、事業の対象となる森林の現地調査を行うことで環境林の現況を把

握し、事業の効率的な展開を図る。

4. 環境林整備治山事業の概要

1. 趣旨

「三重の森林づくり条例」(平成17年10月21日公布)に基づき策定された「三重の森林づくり基本計画」の基本方針の中で、「森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指す。」こととしており、環境林については、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止等の公益的機能が継続して発揮される森林づくりを進めることとしている。

2. 事業内容

過密化等により公益的機能が低下した環境林内の保安林において間伐を行い、保安林の適切な保全及び整備を進めることにより、災害に強い森林づくりを推進する。

3. 事業の対象地

過密化等により公益的機能が低下した環境林内の保安林であって、崩壊、若しくは土砂、流木等が発生している、又は発生するおそれがある箇所とする。

4. 事業主体

三重県

5. 環境林内の保安林における治山事業等による森林整備実績

平成19年度から実施している環境林整備治山事業の森林整備の実績は、平成22年度までの4年間で、面積1,600ha、平成19年度から22年度の国補治山事業の森林整備実績は、面積5,506haとなっており、両事業で7,106haの森林整備を実施した。

5. 平成23年台風12号による被害と対応状況

(※環境森林部関係分)

1 水道関係

(1) 被害状況 (資料1 参照)

今回の台風の影響で、東紀州を中心に土砂崩れによる取水施設の損傷や浄水場のポンプ室の流失等により各地で取水が不可能となるなど、6市町でピーク時には16,595戸の断水が発生しました。

7市町の水道施設における被害金額 約3億6,600万円

(2) 対応状況

水道施設の被害により多くの断水が発生し、熊野市、紀宝町から三重県水道災害広域応援協定に基づき県へ給水応援の要請があり、熊野市へは、7市・2町・県企業庁が最大9台の給水車により9月5日から12日間、紀宝町へは、5市・6町・県企業庁が最大12台の給水車により9月4日から14日間、給水応援が行なわれました。

また、中日本高速道路株式会社は、「災害時等における相互協力に関する協定」に基づき、紀宝町内において給水車5台により9月7日から9日間、給水応援を行いました。

2 森林・林業関係

(1) 被害状況 (資料2 参照)

・山地被害は、127箇所 の山腹崩壊等が発生 (9市、7町)	※平成23年9月29日現在 約99億4,160万円
・治山施設被害は、59箇所が被害発生 (8市、5町)	約5億6,680万円
・林道施設被害は、306路線907箇所が被災 (10市、8町)	約36億 58万円
・自然公園関係は、7箇所が被害発生 (3市、3町)	約1億7,117万円

(2) 対応状況

・山地被害	9月22日～10月中旬査定予定
・治山施設被害	12月上旬～下旬査定予定
・林道施設被害	12月上旬～1月上旬査定予定

3 災害廃棄物関係

(1) 災害廃棄物の発生状況

※平成23年9月27日現在

市町では、災害により家庭で発生した廃棄物の仮置き場を設置しており、これまで持ち込まれた災害廃棄物の量は次のとおり。

①熊野市 (3箇所)	約7,700 t (内約96 t 搬出処理済み)
②大台町 (3箇所)	約600 t
③大紀町 (3箇所)	約200 t

- ④御浜町（2箇所） 約1,200 t（搬入終了）
- ⑤紀宝町（3箇所） 約8,800 t（内約4,100 t 搬出処理済み）

（2）対応状況

床上浸水被害等により災害廃棄物が多く発生し、被災市町から三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき県へ応援要請があり、紀宝町へは、11市・9町・3一部事務組合が、最大19台の車両により、また、（社）三重県産業廃棄物協会が、最大23台の車両により収集運搬を行っています。混合ごみについては、民間処理施設（伊賀市）へ、量については、2市・1一部事務組合及び民間事業者（いなべ市）へ搬出しています。

熊野市、御浜町、大紀町の災害廃棄物の処理についても、県内市町及び（社）三重県産業廃棄物協会と調整中です。

家電4品目については、家電リサイクルルートでの処理が適切に進むよう、家電製品協会と調整を行いました。

このほか、紀宝町は一般社団法人全国清掃事業連合会から応援を受けています。

4 人的支援について

市町からの派遣要請に応じて、次のとおり部内職員を派遣しています。

（1）専門技術職員派遣

・環境系技師

御浜町2人（9/7～9/9）、紀宝町1人（9/8～10/14）

・林業技師

熊野市1人（9/12～）、紀宝町2人（9/8～）、大台町2人（9/12～）

（2）一般災害復旧作業支援（廃棄物処理・給水・避難所支援等）

熊野市1～2人（9/15～11/11）、紀宝町1～6人（9/7～10/10）

5 国への要望について

県は、9月21日に国に対して「台風12号による災害に関する緊急提言」を行ったところです。

（提言事項）

（1）応急対策

- ①水道施設に係る災害復旧への財政支援の充実
- ②山地災害及び林道施設に係る災害復旧に対する支援
- ③災害ごみの撤去・処理に対する財政的支援
- ④自然公園施設に係る災害復旧に対する支援

（2）中長期的対策

- ①間伐材の搬出と作業道の復旧に対する支援
- ②森林・林業再生に向けた強力な支援

[三重県] 台風 12号による水道施設の主な被害状況

③大紀町 (断水500戸)
 断水期間 9月4日～9月9日
 給水復旧 9月9日
 ・大宮簡易水道
 取水施設が水没し、取水が不可能となったため、一部地区で断水
 概算復旧金額500万円



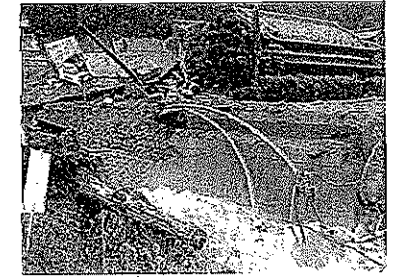
⑤熊野市 (断水7,759戸)
 断水期間 9月4日～9月16日
 給水復旧日 9月16日
 応援市町等 桑名市、いなべ市、亀山市、松阪市、伊賀市、名張市、志摩市、木曾岬町、東員町、企業庁
 ・上水道 (磯崎、大泊、木本、井戸、有馬、久生屋地区)
 ・二木島、瀬戸、大又、小又、日進小阪、五郷、神川、育生、和気簡易水道
 浄水場のポンプ室流失により取水が不可能となるなどし、多数の地区で断水
 概算復旧金額1億7,000万円



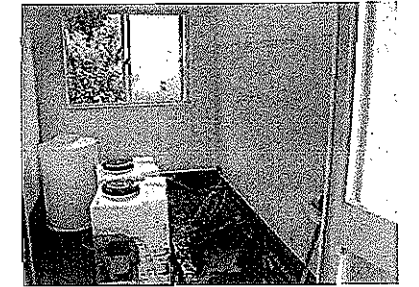
⑦紀宝町 (断水5,305戸)
 断水期間 9月4日～9月13日
 給水復旧 9月13日
 応援市町等 四日市市、鈴鹿市、伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、東員町、菟野町、朝日町、川越町、多気町、大台町、明和町、玉城町、南伊勢町、紀北町、企業庁
 ・上水道 (全域)
 土砂崩れにより取水施設が損傷し、取水が不可能となったため、全域で断水
 概算復旧金額 1億2,500万円



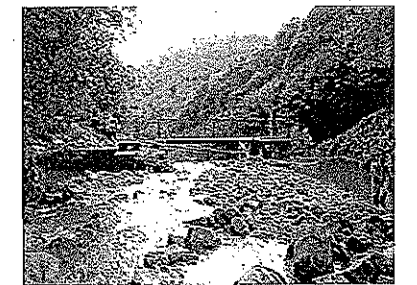
①津市 (断水260戸)
 断水期間 9月4日～9月13日
 給水復旧 9月13日
 ・伊勢地簡易水道
 簡易水道の水管橋が流失し、一部地区で断水
 概算復旧金額2,000万円



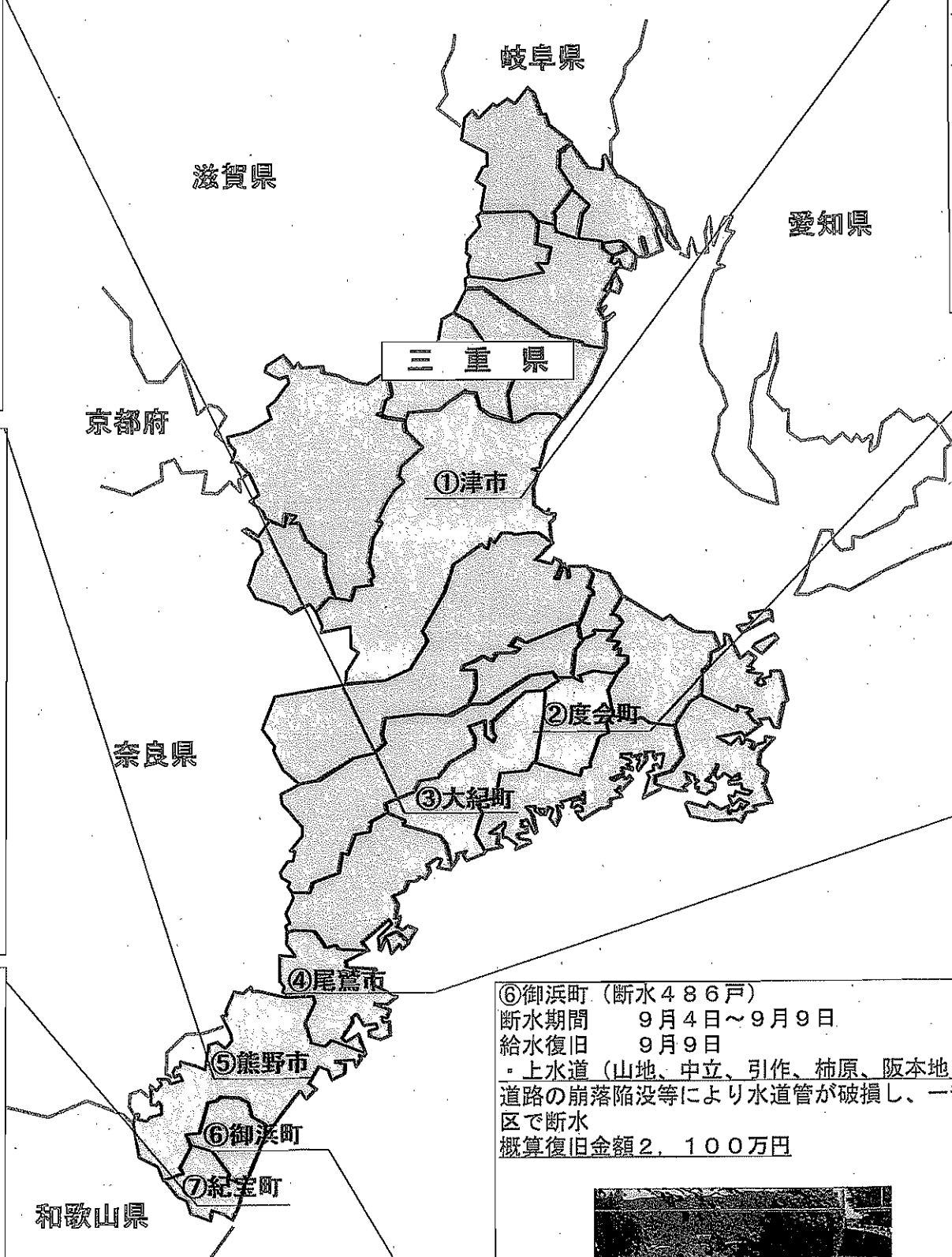
②度会町 (断水2,285戸)
 断水期間 9月4日～9月5日
 給水復旧 9月5日
 ・東部簡易水道、西部簡易水道
 取水施設が水没し、取水が不可能となったため、一部地区で断水
 概算復旧金額2,000万円



④尾鷲市 (断水なし)
 ・三木浦簡易水道
 簡易水道の取水施設の一つが土砂により埋没し、取水が不可能となった
 概算復旧金額500万円

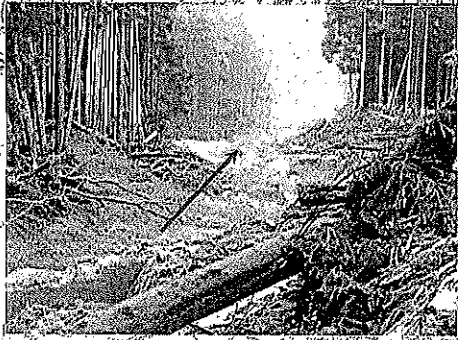


⑥御浜町 (断水486戸)
 断水期間 9月4日～9月9日
 給水復旧 9月9日
 ・上水道 (山地、中立、引作、柿原、阪本地区)
 道路の崩落陥没等により水道管が破損し、一部地区で断水
 概算復旧金額2,100万円

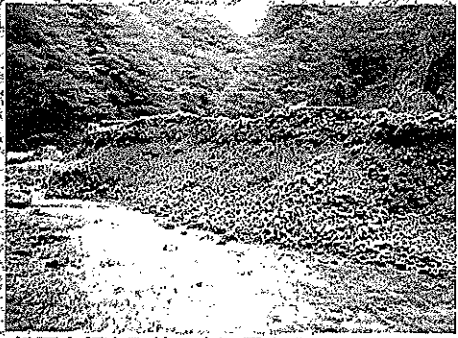


資料2-1 台風12号による三重県内の
主な山地災害の発生状況について

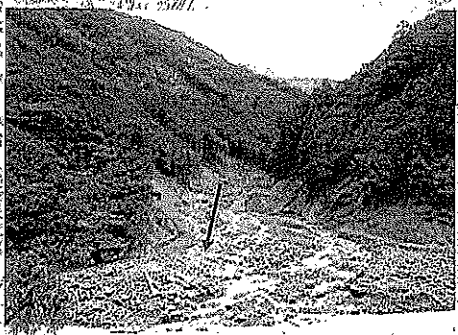
管内別被害状況		
事務所	箇所数	被害額(千円)
四日市	11	47,100
津	11	321,900
松阪	54	5,322,500
伊勢	16	372,200
伊賀	21	215,400
尾鷲	23	1,458,700
熊野	50	2,770,600
計	186	10,508,400



津市美杉村石名原 字所谷
山腹崩壊(表層)による土石流が発生し、下流集落が被災。



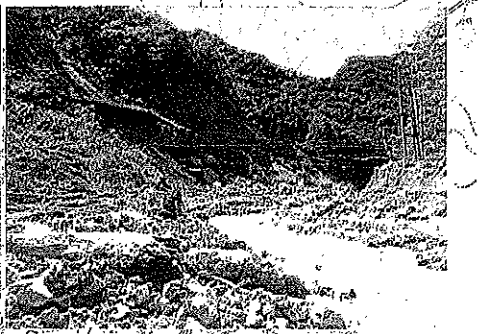
松阪市飯高町蓮 字江馬木屋
山腹崩壊(表層)により土石流が発生し、土砂が溪流に堆積している。



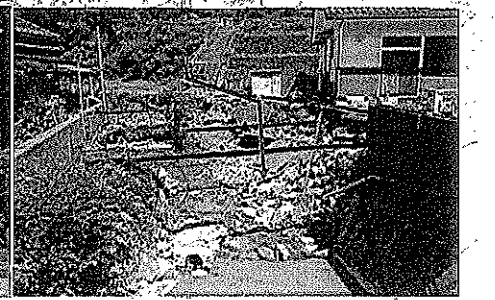
大台町岩井 字持山谷
一級河川の支流で、山腹崩壊が発生。流出土砂が、本流を越えて、対岸の人家が被災。



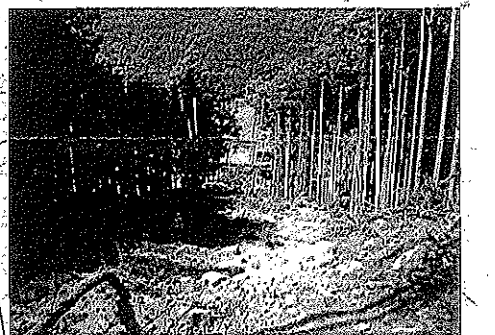
大台町松原 字東又谷
一級河川の支流で、山腹崩壊が発生し、土砂が溪流に堆積。



熊野市五郷町寺谷 字桑瀬谷
溪流荒廃と山腹崩壊により、土砂が溪流を流下し、溪流に堆積。既設谷止工より下流には、土砂の流下はないが、水流により公民館の敷地一部が破壊。



御浜町大字上市木 字明神滝
山腹崩壊が発生し、熊野古道が被災。土砂は下方に堆積。



熊野市飛鳥町小坂 字畑田
人家において山腹崩壊が発生し、土砂が流出。



紀宝町成川 字深谷
人家において山腹崩壊が発生。



御浜町片川 字古片川
山腹崩壊が発生し、溪流・溪岸が浸食され、土砂が下流に流出。

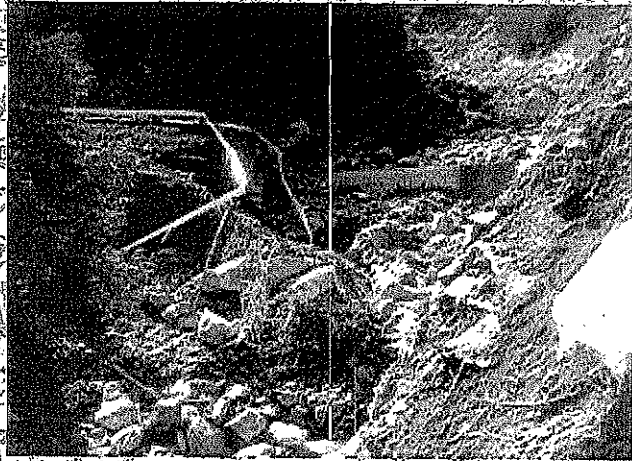


熊野市神川町花知 字段の庭
山腹崩壊が発生し、溪床・溪岸が浸食され、下流に流出。

資料2-2 台風12号による三重県内の
主な林道施設災害の発生状況について

管内別被害状況

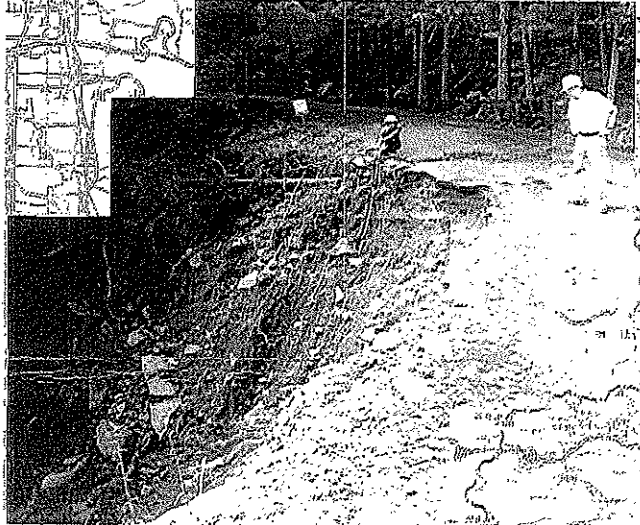
事務所	路線数	箇所数	被害額(千円)
四日市	18	38	23,550
津	51	87	202,800
松阪	84	324	1,560,580
伊勢	51	82	208,050
伊賀	7	14	101,000
尾鷲	62	158	107,400
熊野	33	204	1,397,200
計	306	907	3,600,580



林道 野又越線【多気郡大台町】



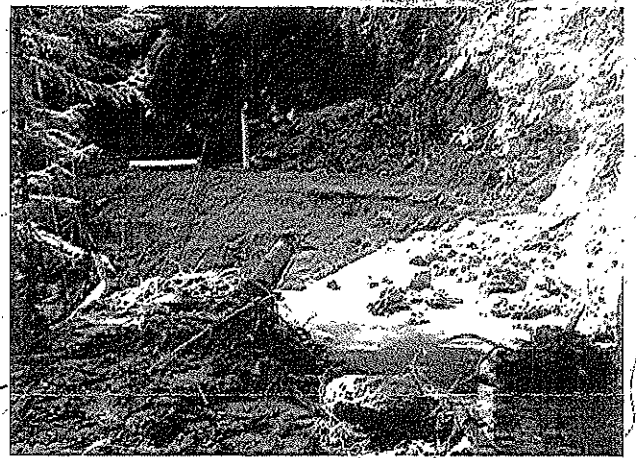
林道 春日谷線(多気郡大台町)



林道 桐原浅里線(南牟婁郡紀宝町)



林道 浅谷越線(熊野市)



林道 滝向線(熊野市)



林道 池川・馬ノ戸線(熊野市)

例

○	管内別被害状況
●	管内別被害状況
■	管内別被害状況
□	管内別被害状況
△	管内別被害状況
◇	管内別被害状況
▽	管内別被害状況
◇	管内別被害状況
▽	管内別被害状況
◇	管内別被害状況
▽	管内別被害状況

1:200,000

6. 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告

(※環境森林部関係分)

	施設名	指定管理者の名称等	指定の期間
①	三重県環境学習情報センター	アクティオ株式会社	平成20年4月1日 ～平成23年3月31日
②	三重県民の森	三重県森林組合連合会	平成20年4月1日 ～平成23年3月31日
③	三重県上野森林公園	伊賀森林組合	平成20年4月1日 ～平成23年3月31日

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成22年度分)

施設所管部名 環境森林部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町3684-11)
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 植村敏明 (東京都目黒区下目黒1丁目1番11号 目黒東洋ビル4階)
指定の期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全に関する啓発及び普及を行うこと ・環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと ・環境に関する情報の収集及び提供を行うこと ・環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること ・その他(施設等の維持管理及び修繕に関すること等)

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は-を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H21	H22	H21	H22	
1 管理業務の実施状況	B	B	-		展示室設備等の維持管理、貸室業務、図書管理、啓発パネル・教材キットの貸出など、施設の維持管理を適切に行った。 また、子ども向け・一般向け・指導者養成の各種講座や出前講座を開催するとともに、啓発イベントの開催、「こどもエコクラブ」の支援、かんきょう川柳の募集、広報誌・メールマガジンの発行など、啓発や活動促進も行った。
2 施設の利用状況	B	B			各種講座やイベントの開催、イベントへの出展等により、環境教育参加者数は平成22年度の目標値(22,500人)を上回る28,557人であった。
3 成果目標及びその実績	B	A			成果目標である「環境教育参加者数」、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」、「指導者養成を目的とした講座受講者数」について目標を達成した。 また、「講座毎の参加者の満足度」(目標90%以上)については、1講座のみ83%であったが、それ以外は全て90%以上、平均で99.6%であった。 なお、独自に定めた自主目標については全て目標を達成した。

※「評価の項目」の県の評価:

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>前年度に引き続き、県内各地での主催講座や出前講座の開催、施設や貸室・図書等の適切な維持管理を行うことができた。</p> <p>成果目標については、独自で定めた目標を含む7つの目標値のうち「講座毎の参加者の満足度」以外の6つの目標値を上回ることができた。また、「講座毎の参加者の満足度」についても、1講座のみ83%であったが、その他は目標値を上回っており、平均は99.6%であった。さらなる満足度の向上に向けて取り組むことを求める。</p> <p>「こどもエコフェア」等のイベントを通してセンターの利用拡大を図るとともに、センター以外での講座の開催を通してより広域での利用者拡大を図っているが、引き続き、講座内容の充実や効果的な広報活動等により利用拡大に努めることを期待する。</p> <p>管理業務の実施に当たっては、環境への配慮はもちろん、次世代育成や男女共同参画、だれもが利用しやすい環境づくりにも取り組んだ。</p> <p>前年度に比べ経費が削減されているが、上記のとおり、講座の開催や施設等の適切な維持管理等を行い、県民サービスの低下にはつながっていない。</p>
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指定管理者事業報告書(平成22年度分)

指定管理者の名称:アクティオ株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務

- ・センターの維持管理業務、指導者養成講座の開催、出前講座、見学・体験講座等環境教育の実施、各種イベントの開催や出展、「こどもエコクラブ」事務局の事業を行った。
- ・維持管理業務では展示室の各種機器の維持管理、貸室業務、図書管理を実施した。環境啓発パネル計148枚、教材キットを計28種847点貸し出した。
- ・環境啓発教育事業は「Mieこどもエコフェア」を開催し、二日間で3,950人の参加があり盛況であった。また「春のキッズエコフェア」では、二日間で1,674人の参加があった。
- ・主催講座71回1,562人、出前119回7,727人、見学・体験68回3,552人、行事39回11,355人の参加があった。「こどもエコクラブ」は101クラブ、入会者数16,626人の入会実績であった。
- ・簡易プラネタリウム「星たまご」は、出前講座、イベント出展合わせて25回開催し、星の見える環境から光害を考える、気づきの機会を提供できた。
- ・かんきょう川柳を募集し県内から1,246句の応募があった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・県によるリニューアルにより、展示室が地球温暖化、林業、水環境、ごみ、生物多様性、四日市公害の各ブースごとの展示となり、新しくエコ宣言ステージが造られた。
- ・展示室端末機器の立ち上がり不良、故障などがあったが、機材の交換、手動での立ち上げで対処し、リニューアルまでの管理を適切に行った。
- ・貸出教材、図書の適切な管理を行った。

③県施策への配慮に関する業務

- ・人権尊重のための取組
身体に障がいがある方のために、車いすの利用や筆談ができるようにした。センターのイベント開催では、乳児連れの参加者を想定し、授乳室を設けるなどして対応した。
- ・男女共同参画社会実現への取組
「フレンテまつり」への参加出展を行った。
- ・次世代育成支援対策への取組
「子育て応援わくわくフェスタ」や「こどもまつり」への出展、「Mieこどもエコフェア」、「春のキッズエコフェア」、「夏休みこども環境講座」や「こども環境講座」の開催、小学校、幼稚園、保育園への出前講座など次世代育成に取り組んだ。
- ・持続可能な循環型社会への創造に向けた環境保全活動の取組
ゴミの分別回収はもちろん、消灯、コピー紙の裏面再利用、冷暖房の省エネ温度設定などに努めた。情報誌の年間テーマを「食と循環」として循環型社会の創造を啓発した。前年に続き、循環型社会への創造につながる「生ごみ堆肥化講座」を開催した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・情報公開は「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」に基づき適切に対応した。
- ・平成22年度の開示請求はなかった。
- ・個人情報保護は「三重県個人情報保護条例」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第12条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い適切な管理を行った。
- ・個人情報保護に関する研修会を行った。

⑤その他の業務

- ・近隣にある四日市市の3施設と同日にイベントを開催し、イベント告知チラシを共同で作成したり、ループバスを運行して各施設間を結び、各施設が行っていた単独イベントを地域イベントにし効率と集客力をアップした。
- ・センターを身近に感じてもらえるよう、センターのキャラクター「エコぞう」を作成し、チラシ、看板などに活用した。

(2)施設の利用状況

環境学習情報センターの利用者数

- ・目標 22,500人
- ・実績 28,557人 (平成21年度実績 25,150人)

	主催講座	出前講座	社会見学	一般見学	フリー来館	交流会	行事等	合計
回数	71	119	44	24	0	14	39	311
人数	1,562	7,727	2,861	691	4,066	295	11,355	28,557

2 利用料金の収入の実績

- ・貸室利用14回。うち減免対象の12回は無料とした。貸室利用料(26,000円)
- ・その他の収入は、「Mieこどもエコフェア」の、飲食ブース出展料、講座の材料費。(73,810円)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	46,837,000	事業費	41,959,728
利用料金収入	26,000	管理費	5,179,087
その他の収入	73,810	その他の支出	0
合計 (a)	46,936,810	合計 (b)	47,138,815
収支差額 (a)-(b)	△ 202,005		

※参考

利用料金減免額	75,400
---------	--------

4 成果目標とその実績

成果目標	1. 環境教育参加者数 平成22年度 22,500人 2. 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数 毎年度 7,000人 3. 指導者養成を目的とした講座受講者数 毎年度 1,000人 4. 講座毎の参加者の満足度 90%
	独自で定めた自主目標 ・「こどもエコクラブ」入会者数 5,500人 ・一般の県民を対象とした環境学習参加者数 2,700人 ・「今日のニュース」等の情報発信数 365回
成果目標に対する実績	1. 環境教育参加者数 平成22年度 28,557人(126.9%) 2. 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数 毎年度 8,484人(121.2%) 3. 指導者養成を目的とした講座受講者数 毎年度 1,039人(103.9%) 4. 講座毎の参加者の満足度 83%~100% 平均(99.6%)
	独自で定めた自主目標 ・「こどもエコクラブ」入会者数 16,626人(302.2%) ・一般の県民を対象とした環境学習参加者数 3,318人(122.9%) ・「今日のニュース」等の情報発信数 368回(100.8%)

今後の取組方針

1. 環境教育参加者数は環境基礎講座や環境工房、ファーストステップ講座など、受講しやすい講座を拡大し参加人数の拡大につなげる。
講座案内チラシの配布対象を拡大し、新聞、市町の広報誌などに対して告知掲載を依頼する。
またメールマガジンの登録者を増やすなど、参加者拡大につながる活動をする。
2. 児童生徒を対象とした環境教育は、市町の環境担当課との連携を深め、出前講座、体験学習の利用拡大と参加拡大につなげる。
地域の学校などで、環境学習に取り組まれている個人や団体と情報を共有して、双方の得意とする講座を利用して、講座内容の拡大と参加者の拡大を図る。
3. 指導者養成を目的とした講座受講者には、指導者として講座運営を学ぶ実践講座を開催し、環境講座の開催運営ができる指導者の育成を行う。水生生物調査指導員養成講座を終了された皆さんを、出前講座などで補助に起用しながら、活動できる指導者の養成を図る。
スキルアップ講座は絶えず新鮮な情報を提供できるようにして、内容を充実し、目標達成に取り組む。
4. 講座毎の参加者の満足度は、毎回高い評価をいただいているが、より内容を充実しさらなる評価をいただけるよう努力する。指導者養成講座の修了者を積極的に起用し、活躍の機会と、新たな指導者による講座の広がりにつなげていく。
5. 四日市スポーツランド、四日市市ふれあい牧場、四日市市少年自然の家と連携して春、秋のイベントを開催する。
6. センターのノベルティを作成し、効果的なPRや認知度アップにつなげる。

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント																																
1 管理業務の実施状況	B	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、朝夕の展示室巡回による機材の点検、図書コーナー、掲示物、チラシの整理整頓、エコカフェ(来館者の休憩スペース)の管理、実習室、研修室の点検等適正な維持管理ができた。 ・パネルの入れ替え、貸し出し教材の維持管理も適正に管理した。 ・環境情報資料は図書・資料等の閲覧提供に隔月誌1冊、月刊誌8冊、新聞4紙を年間購入した。 																																
2 施設の利用状況	B	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用は各種団体からのイベント出展依頼や出展内容の相談が増加し、全体の利用者数増加につながった。展示室リニューアルのため約40日間は、事実上の閉館状態であったが、各地でスキルアップ講座を開催し受講者数拡大に努めた。 ・環境教育参加者数の目標22,500人に対して28,557人の利用があった。(126.9%達成) 																																
3 成果目標及びその実績	A	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">目標</th> <th style="text-align: center;">実績</th> <th style="text-align: center;">達成度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・環境教育参加者数</td> <td style="text-align: center;">22,500人</td> <td style="text-align: center;">28,557人</td> <td style="text-align: center;">126.9%</td> </tr> <tr> <td>・児童生徒を対象とした環境教育参加者数</td> <td style="text-align: center;">7,000人</td> <td style="text-align: center;">8,484人</td> <td style="text-align: center;">121.2%</td> </tr> <tr> <td>・指導者養成を目的とした講座受講者数</td> <td style="text-align: center;">1,000人</td> <td style="text-align: center;">1,039人</td> <td style="text-align: center;">103.9%</td> </tr> <tr> <td>・講座毎の参加者の満足度</td> <td style="text-align: center;">90%</td> <td style="text-align: center;">83%~100%</td> <td style="text-align: center;">平均 99.6%</td> </tr> <tr> <td>・こどもエコクラブの入会者数</td> <td style="text-align: center;">5,500人</td> <td style="text-align: center;">16,626人</td> <td style="text-align: center;">302.2%</td> </tr> <tr> <td>・一般県民を対象とした環境学習参加者数</td> <td style="text-align: center;">2,700人</td> <td style="text-align: center;">3,318人</td> <td style="text-align: center;">122.9%</td> </tr> <tr> <td>・「今日のニュース」等の情報発信数</td> <td style="text-align: center;">365回</td> <td style="text-align: center;">368回</td> <td style="text-align: center;">100.8%</td> </tr> </tbody> </table>		目標	実績	達成度	・環境教育参加者数	22,500人	28,557人	126.9%	・児童生徒を対象とした環境教育参加者数	7,000人	8,484人	121.2%	・指導者養成を目的とした講座受講者数	1,000人	1,039人	103.9%	・講座毎の参加者の満足度	90%	83%~100%	平均 99.6%	・こどもエコクラブの入会者数	5,500人	16,626人	302.2%	・一般県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人	3,318人	122.9%	・「今日のニュース」等の情報発信数	365回	368回	100.8%
	目標	実績	達成度																															
・環境教育参加者数	22,500人	28,557人	126.9%																															
・児童生徒を対象とした環境教育参加者数	7,000人	8,484人	121.2%																															
・指導者養成を目的とした講座受講者数	1,000人	1,039人	103.9%																															
・講座毎の参加者の満足度	90%	83%~100%	平均 99.6%																															
・こどもエコクラブの入会者数	5,500人	16,626人	302.2%																															
・一般県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人	3,318人	122.9%																															
・「今日のニュース」等の情報発信数	365回	368回	100.8%																															

※評価の項目「1」の評価
 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価
 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント

①成果目標

・自主設定目標を含め、6つの目標値を達成することができた。
講座毎の参加者の満足度については、1講座のみ83%の評価となったが、それ以外の講座については、92%～100%と高い評価を得た。

②残されている課題

・イベント出展の依頼が増えており、対応しきれなくなってきた。商業施設などから、集客目的と思われる、環境イベントが多数開催される傾向が出ており、開催の目的や効果を検討し、より環境保全の普及・啓発に資するイベントに出展していく必要がある。

出展依頼の増加に伴い、人的にも講座との重複が発生し、全ての依頼に対応するのは困難な状況となっている。

・講座、イベント等の広報については、さらに効果的な広報手段を検討し、実施する。

③平成23年度の成果目標

1 環境教育参加者数	25,500人
2 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	7,400人
3 指導者育成を目的とした講座受講者数	1,100人
4 講座の参加者の満足度	90%

独自で定めた成果目標

1 一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人
2 「センター通信」等の情報発信数	365回

④県民の平等利用の確保

・講座開催場所を地域のバランスを考慮して実施した。センターからは遠隔地になる学校、公民館からの出前講座の依頼にもできる限り対応し、大台町、紀北町、熊野市等と共同して講座を開催した。

⑤適正な維持管理の実施

・展示施設においてリニューアルの前は、展示機器の故障が相次いだが、修繕を重ね、通電を手動で対応して設備の維持に努めた。

・貸室利用に関しては、学校の研究会や環境NPOなど減免対象の9団体の利用(12回)と、2団体の有料利用(2回)があった。

・「環境学習みえ」(情報誌)は、年間テーマを「食と循環」として、環境活動で活躍する皆さんに登場していただき、好評であった。

メールマガジンを324人に配信し、センターから直接情報提供している。

ブログ訪問者数も21年度の87,667から22年度は95,531に増えている。

⑥施設内の環境保全の取組

・事務所内、または展示ブースの照明は必要な個所のみ点灯し、冷暖房を省エネ温度に設定するなど省エネ・節電に取り組んだ。

⑦危機管理体制の確保

・危機管理体制は、防災訓練を実施するとともに、危機管理マニュアルの更新をした。

・職員全員が救急救命講習を受講し、救命技能を習得した。

・さすまたや、カラーボールなどを設置して不測の事態に備えている。

・イベント開催時は、最寄の警察署、消防署、病院に緊急時の対応をお願いしている。

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名: 環境森林部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町3684-11)
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 植村敏明 (東京都目黒区下目黒1丁目1番11号 目黒東洋ビル4階)
指定の期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全に関する啓発及び普及を行うこと ・環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと ・環境に関する情報の収集及び提供を行うこと ・環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること ・その他(施設等の維持管理及び修繕に関すること等)

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H20	B		展示室設備等の維持管理、貸室業務、図書管理、啓発パネル・教材キットの貸出など、施設の維持管理を適切に行った。 しかし、平成21年度に、個人情報保護に関して講座参加者のメールアドレスを誤って漏洩する事例が1件発生した。 また、センター内外で各種講座を開催するとともに、イベント開催や「こどもエコクラブ」の支援、かんきょう川柳の募集など、啓発や活動促進にも努めた。
H21	B	—	
H22	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H20	B		主催講座や出前講座の開催、イベントの開催、イベントへの出展等の積極的な取組により、環境教育参加者数は平成20年度から22年度の3ヶ年とも目標値を上回った。参加者数自体も増加しており、当センターの利用拡大につながったと評価できる。
H21	B		
H22	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	143,879,000	事業費	127,326,219
利用料金収入	26,000	管理費	17,000,347
その他の収入	174,993	その他の支出	0
合計 (a)	144,079,993	合計 (b)	144,326,566
収支差額 (a)-(b)	△ 246,573		

※参考

利用料金減免額	209,500
---------	---------

5 成果目標及びその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績				
			成果目標項目	目標値	H20実績値	H21実績値	H22実績値
H20	B	—	環境教育参加者数(H20年度)	21,500(人)	21,873	—	—
			環境教育参加者数(H21年度)	22,000(人)	—	25,150	—
			環境教育参加者数(H22年度)	22,500(人)	—	—	28,557
H21	B		児童生徒を対象とした環境教育参加者数	7,000(人)	8,113	7,092	8,484
			指導者養成を目的とした講座受講者数	1,000(人)	735	1,064	1,039
			講座毎の参加者の満足度	90%(括弧内は平均)	94~100(99.7)	59~100(97.5)	83~100(99.6)
H22	A		こどもエコクラブの入会者数	5,500人	18,156	17,720	16,626
			一般県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人	3,797	3,007	3,318
			「今日のニュース」等の情報発信数	365回	395	400	368
全期間におけるコメント							
<p>環境教育参加者数、児童生徒を対象とした環境教育参加者数については、全ての年度で目標を上回った。 指導者養成を目的とした講座受講者数は、初年度のみ目標を達成できなかった。 講座毎の参加者の満足度は、初年度のみ目標を達成できたが、2・3年目は計3講座で目標を達成できなかった。 独自に定めた自主目標については、3項目とも全ての年度で目標を上回った。</p>							

6 総括評価

- ・施設・設備や図書等の管理、貸室・教材の貸出業務など、適切な維持管理を行うとともに、エコカフェコーナーの設置など、来館者が利用しやすい環境づくりに努めた。
- ・施設見学・体験講座等の受入れ、県内各地での主催講座・出前講座の開催のほか、「こどもエコフェア」等のイベントの開催や各地のイベントへの出展も積極的に行った。
- ・情報誌の発行やメールマガジンの配信、かんきょう川柳の募集やオリジナルキャラクターの作成など、啓発・PRにも努めた。
- ・講座毎にアンケートを実施するとともに、出前講座等における依頼者との事前打合せなど、要望に沿える講座づくりを進めた。
- ・その結果、利用者数(環境教育参加者数)は、指定管理制度導入前の平成19年度の20,599人から平成22年度の28,557人まで増加した。
- ・また、指導者養成を目的とした講座の受講者数も大幅に伸びた。
- ・以上に加え、参加者の満足度も高いことから、県民サービスの向上、環境保全に関わる人材育成の促進につながったと考えられる。
- ・平成23年度から5年間も引き続き同じ指定管理者が管理を行うが、今後とも、県民ニーズに対応しながら講座内容の充実等に努めるとともに、指導者養成講座の修了者が指導者として活動できるよう支援を行っていくことも必要である。

- ※ 「2 管理業務の実施状況」の自己評価 :
- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
- ※ 「3 施設の利用状況」
 「5 成果目標及びその実績」の自己評価 :
- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。
- ※ 県の評価 :
- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成22年度分)

施設所管部名: 環境森林部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県民の森 (三重郡菰野町大字千草字西貝石7181-3)
指定管理者の名称等	三重県森林組合連合会 代表理事会長 青木民夫 (津市桜橋1丁目104番地)
指定の期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	ア 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務 イ 県民の森の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 ウ 県民の森の施設、設備の利用に関する業務 エ 自然体験型のイベントの実施に関する業務 オ ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 カ その他の県民の森の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は-を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H21	H22	H21	H22	
1 管理業務の実施状況	B	B			森林公園内の森林、植栽木、芝生広場等の植物管理、自然学習展示館や消防設備、浄化槽、遊具等の保守点検など、管理業務を適正に実施している。植物管理については、公園ボランティア「モリメイト」と連携して管理を行っている。
2 施設の利用状況	B	B			利用者は、地元(菰野町・四日市市)をはじめ、県内各地域から訪れている。利用者の満足度を高めるため、木工品などの展示会や、木材の利用啓発などのイベント開催に取組み、参加者からは「楽しめた」が80%を超える高い評価を得ており、満足度は高い。
3 成果目標及びその実績	B	B			イベント等開催数は、目標の24回に対し、実績は29回であった。施設利用者数は、目標の12万人に対し、実績は11万7,100人で目標を若干下回ったが、平成20年度(初年度)に比べ約1,700人ほど増えており、増加傾向にある。中心的な施設である自然学習展示館が耐震工事により閉館(平成21年6月から平成22年7月)となっていた事を考慮すると、概ね目標は達成できたと考えられる。

※「評価の項目」の県の評価:

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>成果目標について、施設利用者数は目標達成率が98%であったが、中心施設である自然学習展示館の耐震工事により閉館期間を考慮すると、目標を概ね達成できていると評価できる。また、イベント等開催数は目標を上回っているものの、来園者アンケートで、イベント開催情報について、『知らない』と回答する人が63%とあり、前年度の54%に比べ1割程度増加するなど、イベント等の情報発信・PRについては改善の必要が見られる。</p> <p>公園内の管理については、森林・植栽木や芝生広場を適正に管理し、快適な空間を確保しており、遊具を含めた施設についても、清掃業務、保守点検、日常点検を通じて清潔かつ安全に利用できる環境を整えている。こういった取組が、利用者の91%から良好な評価を得ていることに繋がったと評価できる。</p> <p>施設の管理に関して、公園ボランティア「モリメイト」と連携して管理作業を行い、管理業務の効率化やコスト削減を図るなど、適正に管理業務を行ったと評価できる。</p> <p>業務の執行体制については、事務分担・責任の所在を明確し、担当者を本所に2名及び現地管理事務所4名配置している。また、危機管理に関して、各種マニュアルを作成し、自然災害や公園内の事故対応について、報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応している。</p>
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指定管理者事業報告書(平成22年度分)

指定管理者の名称: 三重県森林組合連合会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 三重県民の森管理事業の実施に関する業務

○「三重県民の森」の持つ自然景観を最大限活用し、自然観察指導員三重連絡協議会や菰野町教育委員会、菰野町緑の少年隊連絡協議会等と連絡したイベントの開催により公園のPR並びに来園者の増加に努め下記のような事業を行った。

ア 県民の森の施設及び設備の利用に関する業務

・芝生広場や自然学習展示館、ふれあいの館研修室等、園内各施設の団体利用に関しては、利用申請書の他、インターネットによる受付も行き、事前に施設の提供や利用に係るノウハウの提供を行っている。また来園者の要望によっては、適宜係員が自然観察指導を行うなど、利用者へのサービスに努めた。
(利用申請受付件数: 22年度294件 21年度265件)

イ 自然体験型のイベントの実施に関する業務

・平成22年度において、29回のイベントを開催した。(その他に、3回の関連したイベントを実施。)
・4月の春の新緑・花の季節に、菰野町教育委員会と共催した「シテオアシ観察会」や、「春の草花観察会」、「探鳥会」など、子供たちを中心に観察会等を開催した。
・5月のゴールデンウィークには、「手作り植物図鑑づくり」、「小枝を使ってクラフト教室」を5月2日、3日に開催した。また、5月30日には、自然環境を守るシンボル楽器「コカリナ」による演奏会を市民演奏団体の協力を得て開催した。
・6月には、菰野町緑の少年隊指導者の方々と連携し、少年隊の子供たちによる「花壇づくり」や「木工教室」、秋の10月には、チューリップ球根の植え付け・園内の自然観察会を開催した。
・7月・8月には、「植物の標本づくり」、「水辺の生き物や昆虫の観察会」、「間伐材で額縁づくり」など、子供たちを対象に開催した。夏休み終盤には「樹木あてクイズラリー」や、「森の工作教室」と題して家族でネイチャークラフトを楽しんでもらった。
・秋の紅葉シーズンには、オリエンテーリング教室、写生大会、自然観察やハイキング等のイベントを実施した。また冬期には、「巣箱づくり」、「シイタケの菌打ち体験」他の行事を開催した。
・その他菰野町教育委員会と連携して、毎週3回、子ども達への情操教育の場として公園利用を図るなど、地域とのコラボレーションにも引き続き努めた。

ウ ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務

・ホームページではイベント開催情報や四季折々の花木の開花情報を「かわらばん」と題して情報発信した。また、イベント開催については、マスコミ関係や地域の広報、イベント情報誌に適宜情報を提供した。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

・当該施設は、都市公園とは異なる森林公園で、施設が広大であり、また、公園開設後約30年近くが経過し、施設の老朽化も目立ってきている。
・植物管理、清掃管理、日常点検、遊具・建物施設などの定期点検、巡回警備、修繕業務等により、施設を清潔かつその機能を適正に保持するとともに、異常箇所の早期発見により、来園者の快適かつ安全な利用を図れるよう引き続き努めた。
・平成22年度は、園のシンボリック施設である自然学習展示館が平成21年6月から休館となっていたが、耐震工事完成後の8月に再オープンした。これを記念し、記念イベント(上記、「樹木あてクイズラリー」)を開催した。また、これとともに、事務所機能を「ふれあいの館」から「自然学習展示館」へ移転した。

③ 県施策への配慮に関する業務

・持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動として、自主的に園内人工林の間伐を実施し、森林の整備に努めるとともに、歩道の修繕や「藤棚」等の原材料として間伐材を利用した。
・両面印刷や既に片面が印刷されたOA用紙の裏面を印刷用紙として利用している。また、ゴミの分別による再資源化を促進した。
・森林環境学習の機会をより多く提供するため、「春のキッズエコフェア」(三重県環境学習センター(四日市)・5月)、「Mie こどもエコフェア」(鈴鹿山麓リサーチパーク(四日市)・7月)に参加し、学習機会の提供や「県民の森」をPRし、利用していただけたよう努めた。
・生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の関連会議(生物多様性国際ユース会議in愛知2010)のエキスカージョンの会場として当公園を提供(10月)し、自然体験等を通じて、里山を体感してもらった。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

「三重県民の森の管理に関する情報公開実施要領」により対応した。
平成22年度請求件数: 0件

⑤ その他の業務

・新型インフルエンザの感染を予防するため、園内施設へ「注意喚起のチラシ」の貼付及び消毒液を設置し、昨年引き続き対応に努めた。

(2) 施設の利用状況

目標	年間公園利用者数	120,000人
実績	平成22年度	117,101人
	(平成21年度)	116,452人

2 利用料金の収入の実績

指定管理をしている箇所を利用料金を徴収している箇所はなし。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	23,130,000	事業費	8,474,184
利用料金収入		管理費	14,651,786
その他の収入	0	その他の支出	0
合計 (a)	23,130,000	合計 (b)	23,125,970
収支差額 (a)-(b)	4,030		

※参考

利用料金減免額	
---------	--

4 成果目標とその実績

成果目標	目標数値 年間公園利用者数 12万人
成果目標に対する実績	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者数 120,000人 実績 平成22年度 117,101人 (平成21年度 116,452人) イベント等開催回数 24回 実績 平成22年度 29回(その他関連イベント 3回)
今後の取組方針	該当無し。

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な清掃・適切な植物管理・巡回活動による異常個所の早期発見等に努め、施設の適正な維持管理・環境の美化に努めた。来園者のアンケート調査結果では、回答者の86%が「よかった。」及び「まあまあ。」の回答があり、ほぼ満足を頂いているが、老朽化した施設もあることから、より適正な維持管理に努めたい。 マツクイムシの防除、園内施設の修繕業務も積極的に実施した。 独自事業として、当連合会所属の間伐推進指導員が実施した、園内人工林の間伐調査に基づき、昨年に引き続き間伐を実施し環境保全に努めた。
2 施設の利用状況	B	<ul style="list-style-type: none"> 聞き取りや来園者アンケート、イベントに係るアンケートにより利用者のニーズを把握し、フィードバックに努めている。当該施設で「楽しめたかどうか。」の来園者のアンケート調査結果では、回答者の95%が「楽しめた。」及び「まあまあ。」の回答があり、ほぼ満足し、施設を利用して頂いている。また、イベント参加者の行事アンケート調査では、回答者の97%が「大変良い。」及び「良い。」の回答を頂いた。 地域や団体と連携した施設利用など、コラボレーションに努めた。 関連イベントとして「きのこ・木工品展示会(シイタケ、学童用木製机・椅子等展示)」を開催するとともに、再生産可能な木質資源の利用を啓発した。
3 成果目標及びその実績	B	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者数は平成21年度に比べ増加しているものの、平成22年度は117,101人で目標値の98%にとどまった。 平成22年度は、園のシンボリック施設である自然学習展示館が平成21年6月から休館となっていたが、耐震工事完成後、平成22年8月に再オープンした。これにともない、事務所機能を「ふれあいの館」から「自然学習展示館」へ移転した。自然学習展示館の休館中においては、来園者への展示機能等、一部のサービス機能が低下したことは否めなかったと推測している。 以上のことを勘案すると、ほぼ当初の目標を達成していると考えられる。

※評価の項目「1」の評価：
 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

<p>総括コメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県民の森管理業務をはじめ、地域(菟野町教育委員会、モリメイト)や団体(自然観察指導員三重連絡会、菟野町緑の少年隊連絡協議会、三重県オリエーティング協会)と連携したイベント等の開催や他地域で開催された文化祭(Mieこどもエコフェア他1)に出展し公園のPRに努めた。 また、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の関連会議(生物多様性国際ユース会議in愛知2010)のエクスカージョンの会場として公園内の里山を提供した。 その他、ボランティア活動の場として利用も頂いた。 ・ホームページの更新は52回行い、イベントや四季折々の情報を提供した。 ・当面の課題は、老朽化している施設の補修である。施設の設置から約30年が経過し、老朽化が目立ってきたため、緊急性・重要性等を十分に検討し、県と協議の上、計画的に行っていく必要がある。 ・平成22年度は、平成21年度を上回る公園利用者数を達成したものの、数値目標である12万人には及ばない結果(98%)となった。さらに、公園のPRを図るとともに、安全・安心できれいに管理された公園を維持することが必要である。 ・施設の維持管理業務については、清掃管理、日常点検、巡回警備、修繕業務等により、すべての施設を清潔かつその機能を最適に保持するとともに、異常箇所の早期発見等により、来園者の快適かつ安全な利用環境の保持に努めることが必要である。 ・ニーズの把握は、日々の巡視活動、来園者とのコミュニケーションやアンケート調査を実施し、把握に努めた。改善できるところは早期に改善し、時間・費用のかかるものについては県との協議にて改善に向けた努力が必要である。 ・危機管理については、危機管理マニュアルに基づき、迅速・適正に対応した。
---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名:

環境森林部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県民の森 (三重郡菰野町大字千草字西貝石7181-3)
指定管理者の名称等	三重県森林組合連合会 代表理事会長 青木民夫 (津市桜橋1丁目104番地)
指定の期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	ア 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務 イ 県民の森の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 ウ 県民の森の施設、設備の利用に関する業務 エ 自然体験型のイベントの実施に関する業務 オ ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 カ その他の県民の森の管理上必要と認める業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H20	B		3年間の管理期間を通じて、森林・植栽木・芝生広場などの適切な植物管理、自然学習展示館や消防設備、遊具等の保守点検と巡回活動による異常個所の早期発見等に努め、施設の適正な維持管理や環境の美化に取り組んでいる。施設の管理状況について、期間中の来園者アンケート結果では、平均して回答者の87%から高評価を得ている。 マツクイムシ被害拡大防止のため、樹幹注入を実施するとともに、適切な間伐を実施するなど、園内の森林環境の保全に取り組んだ。除草作業についても、モリメイトとの協働により適正に管理されている。
H21	B		
H22	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H20	B		来園者やイベント参加者への聞き取りやアンケート調査により、利用者のニーズ把握に努めている。来園者アンケート結果で、期間中を平均して回答者の95%が「楽しめた。」と回答しており、施設利用の満足度は高い。また、イベント参加者へのアンケート調査では、平均して91%が「良かった」と回答している。 しかし、来園者アンケートで、イベント開催等の情報について、平均して50%以上の人が「知らない」と回答しており、イベント等の情報発信・PRが不足していたと考えられる。
H21	B		
H22	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	FALSE	事業費	29,712,626
利用料金収入	0	管理費	39,661,945
その他の収入	0	その他の支出	0
合計 (a)	69,390,000	合計 (b)	69,374,571
収支差額 (a)-(b)	15,429		

※参考

利用料金減免額	
---------	--

5 成果目標及びその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績				
			成果目標項目	目標値	H20実績値	H21実績値	H22実績値
H20	B		施設利用者数	120,000	115,383		
			イベント等開催数	24	25		
H21	B		施設利用者数	120,000		116,452	
			イベント等開催数	24		24	
H22	B		施設利用者数	120,000			117,101
			イベント等開催数	24			29
全期間におけるコメント							
<p>施設利用者数については、3年間を通じて目標値を達成出来ていないが、年々確実に増加しており、自然学習展示館の耐震化工事による閉館の期間(平成21年6月から平成22年7月)を考慮すると、ほぼ達成していると考えられる。</p> <p>イベント等の開催数について、期間中は平均26回を開催し目標数値を上回っている。</p>							

6 総括コメント

三重県森林組合連合会は、森林管理についての専門的な知識や技術があり、常勤職員の適切な配置計画、危機管理や責任体制など必要となる組織的な管理運営体制が確立されていることや、周辺の観光施設との連携など、県民が利用するための保健休養林として、適切な管理方針の提案が評価され指定管理者に選定された。提案内容から、森林環境教育の場としての十分な機能の発揮と、長期的な森林の姿を見据えた適切な森林管理を行うことが期待されたところである。

この提案に対して、園内の環境保全のため、マツクイムシ被害拡大防止、樹木管理、除草作業、人工林の適正間伐などを専門技術を活かして適正に実施し、快適な森林空間を提供しており、利用者の約8割から良好な評価を得ている。

他機関のイベントにも積極的に参加して三重県民の森のPRを行うなど利用者増加のための取組を行った。特に、最終年度には「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」の関連会議(生物多様性国際ユース会議in愛知2010)のエクスカージョン会場として積極的に協力し、里山体験の提供を行った。しかし、来園者アンケートで、イベントの開催情報について『知らない』と回答する人が『知っている』を上回っており、情報発信などの取組がさらに必要であったと考えられる。

施設利用者数については、目標の12万人に対し最終年度の実績が11万7,100人で、目標数値には届かなかったが、平成20年度より約1,700人増えており、毎年徐々に増加している。

また、業務執行体制では、事務分担や責任の所在を明確にするとともに、担当者を本所に2名、現地管理事務所4名配置している。また、危機管理に関しても、各種マニュアルを作成し、自然災害や公園内の事故への対応や報告体制を、平日・休日ともに整備・実施するなど適切に行ってきた。

3年間を通して、適正な施設管理や成果目標達成への取組などを積極的に行ってきたと評価される。

- ※ 「2 管理業務の実施状況」の自己評価 :
- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 - 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 - 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 - 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
- ※ 「3 施設の利用状況」
「5 成果目標及びその実績」の自己評価 :
- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 - 「B」 → 当初の目標を達成している。
 - 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 - 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。
- ※ 県の評価 :
- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 - 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 - 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成22年度分)

施設所管部名: 環境森林部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県上野森林公園 (伊賀市下友生字松ヶ谷1番地)
指定管理者の名称等	伊賀森林組合 代表理事組合長 宮川 隆治 (伊賀市ゆめが丘7丁目7番地の1)
指定の期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	ア 森林公園の森林、植物等の管理に関する業務 イ 森林公園の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 ウ 森林公園の施設、設備の利用に関する業務 エ 自然体験型のイベントの実施に関する業務 オ ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 カ その他の森林公園の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は一を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H21	H22	H21	H22	
1 管理業務の実施状況	B	B			森林公園内の森林、植栽木、芝生広場等の植物管理、森のまなびや消防設備、浄化槽、遊具等の保守点検などの管理業務を適正に実施している。植物管理については、公園ボランティア「モリメイト」と連携して管理を行っている。
2 施設の利用状況	B	B			研修室・公園・サブコテージの団体利用数は506団体で、団体利用のサポートに取り組むことにより、利用団体数が確実に増加している。イベントに関するアンケート結果では参加者の9割から「良かった」との回答を受けるなど、利用者の評価は高い。
3 成果目標及びその実績	A	B			イベント等開催数の実績は26回で、目標の24回を満足しているが、平成21年度の開催回数を下回っている。 施設利用者数は、目標の6万人に対して、実績は7万1,500人で、目標を1万人以上上回っているが、平成21年度実績より若干減少している。

※「評価の項目」の県の評価:

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>施設利用者数とイベント等開催数の2つの成果目標が達成された。特に施設利用者数は、平成21年度に引き続き目標を1万人以上、上回って目標を達成している。イベントの開催では、参加者アンケートで約90%以上の人から「大変良かった」または「良かった」との高評価を得ており、参加者の評価は高い。また、施設利用者へのサポートにも積極的に取り組んでいる。</p> <p>施設の管理に関しては、森林、植栽木、芝生、除草などを公園ボランティア「モリメイト」と連携して行って業務の効率化を図り、快適な森林空間を確保している。</p> <p>イベント案内についてはケーブルテレビ、地域紙など多様な媒体で行っているが、参加者アンケートでは情報源がホームページに偏っているため、広く県民に情報発信する取組を更に強化する必要があると考える。</p> <p>業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にし、森林公園管理事務所所长1名、森林組合職員1名、嘱託員4名を配置している。また、危機管理に関しても、各種マニュアルを作成し、自然災害や公園内の事故への対応、報告の体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応している。</p>
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指定管理者事業報告書(平成22年度分)

指定管理者の名称:伊賀森林組合

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①三重県上野森林公園管理事業の実施に関する業務

○ 公園内の森林・植物等の管理業務

・敷地面積が52haと広大なため、芝生管理や、花木の植物管理は外部の専門業者に委託している。散策歩道周辺の除草や湿生植物園などの管理は公園職員が行い、森林整備は公園職員及び森林ボランティア「モリメイト」で実施している。また、森林整備で発生した伐採木は職員がチップ処理機で処分し、出来た木屑チップは散策道に敷くこととしているが、重労働であるため公園利用者である陸上部等の高校生にも協力を得て実施した。特に、当公園は希少種の山野草が多く見られることから冬場に笹や下草刈などの森林整備に努めた。

○ 公園の施設及び利用業務

・公園、研修室、サブコテージの団体利用に関しては、利用申請書で受付を行い、冷暖房、机椅子の準備及び備品貸付等は、申し込みの際に聞き取りして対応するなど利用者へのサービスを行っている。研修室でのクラフトなどの工作や山野草の園内案内などは公園職員が直接指導に当たっている。また、園内に今年度新たに「五七五の森(はいくのもり)」を設置し、芭蕉生誕地としての伊賀らしさを醸しだし、俳句愛好者の利用が増えるよう工夫した。さらに、宝くじ協会からベンチやテーブルなどの寄贈を受け、施設の充実を図った。

○ 自然体験型イベントの実施業務

・公園での行事については26回実施し、そのうち自然体験型イベントとしては22回行った。特に、子どもの頃から自然に親しみ森の中での体験ができるよう「子ども森林くらぶ」を発足させ、年間5回のシリーズ化した取組を実施した。初年度の登録者は27組と好評であった。また、上野エコクラブ、三重県子ども会連合会や三重県環境学習情報センターなどの団体が当公園を利用して自然体験型のイベントを開催するなど幅広く森林学習の場として活用された。

○ ホームページ等による情報提供業務

・上野森林公園独自のホームページを立ち上げ、公園の四季折々の情報を発信するとともに、花木の開花情報やイベント開催については、新聞やケーブルテレビなどのマスコミ関係や「伊賀びと」、「いがっこ通信」などの地域のイベント情報誌に適宜情報を提供した。年間のホームページ更新回数は131回であり、一般からのアクセス回数は18,947件であった。また、新聞等に掲載された記事は年間21回で、花木の開花の記事を読まれての来園者も多く見られた。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

○ 施設・設備の維持管理

・浄化槽、消防用設備、水道用受水槽、高圧電力、建築設備等法的に定められた設備点検については、専門の外部業者に委託し定期的実施し、特に改善を指摘されるような問題点は無かった。日常点検等については公園職員が園内を6コースに分けて巡視点検を行うとともに、展望施設や休憩舎施設等の点検についてもチェックリストを利用して通常点検と定期点検を実施し、安全の確保に努めた。

○ 修繕関係

・当公園が設置されて10年以上経過することから、木製の施設については老朽化が目立ち、ビクターコテージ及びサブコテージの木製デッキについて事故が発生しないよう早期に修繕を行った。
・電話設備についても設置後年数が経つことから設備更新を行い、電話やファックスによるトラブル発生の防止に努めた。
・チップパー・シュレッダー機やチェンソー、刈払い機等の森林整備にかかる機械器具についても、その都度専門業者に依頼し、現状維持に努めた。トイレ等衛生設備についても凍結破損箇所を適宜改善した。このように、施設の修理や機械器具の取替が多く発生したことから、昨年同様多額の修理費を費やした。また、高圧電気設備については、設置後10年を越えてきていることから、定期点検において安全ヒューズの取替を指導され、公園内に多くの変圧設備が設置されていることから、30万円以上の修繕費用が必要となり、県自然環境室へ予算計上をお願いした。

③県施策への配慮に関する業務

・持続可能な循環型社会の創造に向けた自然との共生の確保については、ホームページで公園の四季折々の草木の開花情報を発信するとともに、地域のイベント情報誌などへ積極的に情報提供し、県民の誰もが利用できる自然とのふれあいの場を提供するよう努めた。

また、森林環境学習の機会を提供するため、自然体験型イベントを多く開催するとともに、県が開催する「Mie こどもエコフェア」にもブース展示等で参加し、広く県民に利用していただくよう積極的にPRに努めた。

・環境保全活動の推進については、森林ボランティア「モリメイト」と公園の森林整備を行なうとともに、日本ビオトープ管理士会三重県支部と連携し、園内の湿地でビオトープの調査研究を行うなど多様な主体による森林づくりの活動を行なっている。また、園内に生息するサギソウ、トキソウ等希少植物やハッコウトンボ、キバナツトンボなどの希少生物は専門家の方からの意見を拝聴しながら生物多様性の確保に努めた。

・第9回全国グリーン・ツーリズムネットワーク岐阜・三重大会では伊賀農林商工環境事務所から会場の借入と講師派遣の依頼があり、公園内の竹を利用した水筒作りに挑戦していただき、全国から見えた参加者に大変喜ばれた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

・「三重県上野森林公園の管理に関する個人情報適正管理指針」及び「三重県上野森林公園情報適正管理マニュアル」を定め、適切な情報管理体制に努めている。特に、モリメイトに係る個人情報やイベント参加者・講師の個人情報等はカギのかかるロッカーに保管し、外部に漏洩しないよう措置を取るとともに、定期的にチェックリストを利用し、職員の意識高揚に努めている。

⑤その他の業務

- ・ 公園の管理上、不測の事態が発生した場合を想定し、「危機管理マニュアル」を策定し、事故、災害時の連絡体制や差別落書等の人権侵害事案への対応を明確に行っている。特に今年は、危機管理講習として、「死亡野鳥に関する高病原性鳥インフルエンザに関する対応」について研修を実施した。
- ・ 消防法に定める施設の防火管理については、防火管理者を選任し、消防計画を定めている。消防用設備については、専門の外部業者に委託し、法定点検を実施するとともに、職員による定期点検を実施し、防火対策に万全を期している。

(2)施設の利用状況

当公園は、年末年始の12月29日～1月3日までの6日間が休園日で、開園時間は9:00～17:00である。6月から7月の梅雨時期に連続した雨の日が多かったこと、7月から9月にかけての猛暑により前半の来園者数は昨年をかなり下回ったものの、1月に三重県こども会連合会の植樹祭や伊賀駅伝大会の中継地点としての利用者が多かったことから来園者数も持ち直し、7万1千人を超えたが昨年の来園者数までには至らなかった。

公園施設全体の利用者数	成果目標	平成22年度実績	達成率
6万人	71,592人	119.3%	

また、平成22年度研修室等の団体利用申込状況は次のとおりである。()は平成21年度実績

	団体数	利用者数	昨年比率(利用者数)
研修室	163団体(152団体)	2,510人(2,656人)	94.5%
公園	266団体(193団体)	6,100人(5,507人)	110.7%
サブコテージ	77団体(103団体)	734人(1,097人)	66.9%

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	26,310,000	事業費	1,520,141
利用料金収入		管理費	24,351,481
その他の収入	6,290	その他の支出	5,800
合計 (a)	26,316,290	合計 (b)	25,877,422
収支差額 (a)-(b)	438,868		

※参考

利用料金減免額

4 成果目標とその実績

	施設利用者数	イベント等開催回数
成果目標	年間 60,000人以上	年間 24回以上
成果目標に対する実績	71,592人	26回
今後の取組方針	<p>今年度の成果目標については2項目全て達成した。指定管理者として伊賀森林組合が再度指定を受けたので、新所長以下全職員が丸となって新たな成果目標に向けてより一層努力していく。</p> <p>特に、自然体験型イベントの充実については、森林ボランティア「モリメイト」と協働し、里山保全の伐木講習会や三重県環境学習センターと連携したピクトー作りなど創意工夫を凝らしたイベントを計画して行きたい。さらに、展示室や研修室を活用した「森林学習の場」を、三重県野鳥の会や三重県薬剤師会などの協力を得るなどして充実していく。</p> <p>また、当公園に生息する希少生物をホームページで紹介する等、森林公園の魅力を発信していきたい。</p> <p>平成21年度は収支が赤字となっていたことから、植物管理など専門業者への委託内容を見直すなどして、引き続き健全な収支となるよう努めていく。</p>	

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B	<ul style="list-style-type: none"> ・植物管理や専門知識の必要な施設の管理は外部の専門業者に委託しているが、職員で実施できる園内散策道の除草や湿性植物園の管理、軽易な修繕はできるだけ職員で実施するとともに、公園ボランティア「モリメイト」の協力を得て、森内整備や施設の維持管理に努めた。 ・「風のとりで」など展望施設等の点検は定期的に巡回するとともに、木製の施設で老朽化の見られる箇所(ビジターコテージ及びサブコテージのデッキ)については早期の修繕を業者に委託し、事故が発生しないよう改善に努めた。 ・地元水利組合から公園設置時に要望のあった、サギソウ園の井戸ポンプについては、伊賀森林環境事務所において配管洗浄等の修繕を業者に依頼し、機能回復に努めた。公園管理事務所の電話設備についても未使用回線の整備や老朽化した設備更新を行った。
2 施設の利用状況	B	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者数は、71,592人と梅雨時期の長雨と夏場の猛暑により昨年の2.3%減であった。また、研修室、サブコテージの利用者数は昨年を下回ったものの、公園利用者は昨年を上回る利用状況であった。 ・利用者へのPRについては、マスコミ関係を通して四季折々の開花情報を提供とともに、公園の掲示板や地域のイベント情報誌等にも行事案内を積極的に行った。さらに、自然体験型の行事の様子をビジターコテージのホールに写真で紹介し、親子連れなどが参加し、利用しやすい雰囲気の情報提供した。また、平成22年度は三重県子ども会連合会の植樹祭りや伊賀地区駅伝の中継地点に利用されるなど新たな利用形態が見られるようになった。
3 成果目標及びその実績	B	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者数の成果目標である6万人に対して、71,592人の実績であり、イベント開催回数の成果目標である24回に対し、26回開催した。 ・公園来園者数が増加したのは、巡視によるゴミの回収や歩道周辺の除草などの整備を公園職員が一丸になって実施し、来園者アンケートにも「非常にきれいに整備されている。また来たい。」などの声が多くあったことから公園利用者が増加したものと思われる。また、公園内に「五七五の森(はいくのもり)」を設置したことで、俳句愛好者の来園も多かった。

※評価の項目「1」の評価：
 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	<p>1. 県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与するため、</p> <p>① 公園内の清掃と整備に努め、県民の誰もが利用できる自然とのふれあいの場を提供した。</p> <p>② 年間イベントを26回開催し、自然体験型イベントを多く取り入れ県民に森林環境学習の機会を提供するとともに、森林ボランティア「モリメイト」と協働して一般の方にも呼びかけ里山整備の「伐木講習会」を実施した。</p> <p>③ ビジターコテージ・サブコテージに利用者アンケート及び質問コーナーを設け、その意見を公園の管理運営に反映させ、公園利用者の満足度向上に努めた。</p> <p>2. 「三重県森林公園指定管理者業務 仕様書」で定められた管理基準を満たすため、常駐の管理責任者として、組合職員の所長を配置し、6人体制で施設管理及び森林整備に努めた。危機管理体制については、危機管理マニュアルを定め緊急事態発生時の対応に備えるとともに、今年度は県内で高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、「死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザの対応」についての危機管理講習会を実施した。</p> <p>3. 年間の施設利用者数の成果目標を6万人以上とし、利用者増大に向け、四季折々の花木の開花状況をホームページやマスコミ関係に情報提供を行うとともに、イベント開催の案内等は地域のイベント情報誌「伊賀び〜と」「いがっ子通信」等にも積極的に情報発信した。また、県環境森林部が主催する「Mie子どもエコフェア」にも参加し、伊賀地域の方だけでなく広く県民にも利用していただくようPRに努めた。最近では、公園利用の形態にも変化が見られ、全国グリーンツーリズム岐阜・三重大会や伊賀地区駅伝の中継地点に利用されるなど様々な人たちに利用されることとなった。</p> <p>4. 森林公園の敷地面積は52haと広大であり、未整備区域も多くあることから、芝生、生垣、花壇等の植物管理については、一部専門の外部業者に委託し、散策歩道周辺の除草や除伐による森内整備は、公園職員と森林ボランティア「モリメイト」で実施する等経費の削減に努め、県民にとって快適で憩いの場となるよう努力した。さらに、公園利用者である高校生の協力を得て、森林整備で発生した木削チップを歩道に敷き、木の暖かさが公園利用者にも伝わるようにした。</p> <p>5. 「次年度への課題」 伊賀森林組合が再度指定管理者として指定されたことから、公園利用者の満足度向上を図るため、イベント開催にも創意工夫を凝らすとともに、日本野鳥の会や三重県環境学習情報センター等の団体と共催する等により、展示室や研修室での「森林学習の場」を強化していきたい。また、平成22年度に宝くじ協会の緑化事業としてエノキ約40本植樹したことからエノキの葉を食草にしている蝶のオオムラサキを観察する森として充実していきたい。</p>
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名: 環境森林部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県上野森林公園 (伊賀市下友生字松ヶ谷1番地)
指定管理者の名称等	伊賀森林組合 代表理事組合長 宮川 隆治 (伊賀市ゆめが丘7丁目7番地の1)
指定の期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	ア 森林公園の森林、植物等の管理に関する業務 イ 森林公園の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 ウ 森林公園の施設、設備の利用に関する業務 エ 自然体験型のイベントの実施に関する業務 オ ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 カ その他の森林公園の管理上必要と認める業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H20	B		3年間の管理期間を通じて、森林公園内の森林、植栽木、芝生広場等の植物管理、森のまなびやや消防設備、浄化槽、遊具等の保守点検などの管理業務を適正に実施している。通常の管理については、公園ボランティア「モリメイト」と連携して効率的に管理を行っている。適切な森林空間を維持しており、来園者アンケートで、管理状況について90%以上の方から「大変良い」または「よい」との評価を得ている。
H21	B		
H22	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H20	A		施設利用者数については、3年間とも7万人を超え、目標の6万人を大きく上回り、平均目標達成率は119%に上るが、最終年度は前年を若干下回った。 施設の利用促進のため団体利用のサポートにも積極的に取り組んでいる。研修室・公園・サブコテージなどを利用した団体数は、平成22年度は506団体で、平成19年度の180団体から大きく増加し、3年間の平均で432団体となっている。 行事に関するアンケート結果では、参加者の9割が「良かった」と回答しており、満足度は高い。
H21	B		
H22	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	78,930,000	事業費	5,003,289
利用料金収入	0	管理費	73,931,189
その他の収入	23,864	その他の支出	11,200
合計 (a)	78,953,864	合計 (b)	78,945,678
収支差額 (a)-(b)	8,186		

※参考

利用料金減免額	
---------	--

5 成果目標及びその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績				
			成果目標項目	目標値	H20実績値	H21実績値	H22実績値
H20	B		施設利用者数	60,000	70,754		
			イベント等開催数	24	28		
H21	A		施設利用者数	60,000		73,382	
			イベント等開催数	24		28	
H22	B		施設利用者数	60,000			71,592
			イベント等開催数	24			26
全期間におけるコメント							
施設利用者数は、初年度より目標数値を大きく上回って目標達成していることは高く評価できるが、3年目は若干利用者が減少し、頭打ちとなっている。イベント等の開催数については、目標の24回を充足し、毎年26回以上開催している。							

6 総括コメント

<p>伊賀森林組合は森林管理についての専門的な知識や技術があることや、現地管理責任者を専属配置し、危機管理や責任体制の十分な計画を立て、指定管理者として必要となる組織的な管理運営体制が確立されていたことが評価され選定された。伊賀地域特有の里山林が有する希少植物の保護など生物多様性に配慮しつつ、野生生物の観察や学習もできる場所としての管理方針が提案され、県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の場としての、十分な機能発揮と長期的な森林の姿を見据えた適切な森林管理が期待された。</p> <p>提案に対して、施設利用者数とイベント開催数の2つの成果目標が達成された。特に施設利用者数は、施設利用者へのサポートなどにも積極的に取り組み、3年間を通じて1万人以上を上回った。また、伊賀地域の特色を活かした「一句詠んであこ」といった、来園者に俳句を詠んでもらう行事の開催や、三重県環境学習情報センターなどと協力した他地域での行事への参加など、積極的に施設のPRに取り組んだ。イベントについては、参加者アンケートで約9割以上の人から「大変良かった」また「良かった」との高評価を得ている。</p> <p>施設の管理に関しては、公園ボランティア「モリメイト」と連携して効率化を図るなどして適正な管理に努め、利用者アンケートでは、90%以上が「大変よい」または「よい」と回答しており高く評価できる。</p> <p>また、平成22年度には三重県でも鳥インフルエンザが発生したことにより、「死亡野鳥に関する高病原性鳥インフルエンザに関する対応」の研修会を開催するなど、危機管理体制を整えている。</p> <p>業務執行体制では、事務分担や責任の所在を明確にするとともに、森林公園管理事務所に所長1名、森林組合職員1名、嘱託員4名を配置している。また、危機管理に関しても、該当マニュアルを作成し、自然災害や公園内の事故への対応や報告体制を、平日・休日ともに整備し、適切に対応してきた。</p> <p>3年間を通じ、施設管理、成果目標達成への取り組みなど積極的に行ってきたと評価できる。同組合は、平成24年度以降も指定管理者に選定されており、より一層の利用者満足度向上に向けた取組を進めることが望まれる。</p>

- ※ 「2 管理業務の実施状況」の自己評価 :
- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 - 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 - 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 - 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
- ※ 「3 施設の利用状況」
「5 成果目標及びその実績」の自己評価 :
- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 - 「B」 → 当初の目標を達成している。
 - 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 - 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。
- ※ 県の評価 :
- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 - 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 - 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

7. 三重県環境基本計画（中間案・改訂版）

1 環境基本計画の策定について

三重県環境基本計画は、1997年（平成9年）6月に策定し、その後、環境問題をとりにまく状況の変化から2004年（平成16年）6月にこの基本計画を改定し、4つの基本目標を設定して、それぞれの施策に取り組んできました。

これまでの環境基本計画は、2010年度（平成22年度）で計画期間が終了していること、また、現在の環境行政の課題は、地球規模の環境問題から、身近な生活環境の課題まで広範囲にわたっており、「県民の皆さんが健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していく」ための総合的な方策が欠かせないものとなっていることから、新たに10年間の計画期間とする新しい計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

三重県環境基本計画は、三重県環境基本条例第9条第1項に基づき策定するもので、三重県の環境保全に関する取組の基本方向を示すマスタープランとして位置づけられます。

3 計画に定めるべき事項

- ① 環境の保全に関する目標、施策の方向及び配慮の指針
- ② このほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 計画の基本的性格

- ① 県が行う環境保全施策等を明らかにした行政計画です。
- ② 県民、事業者、市町など各主体に期待される役割と取組の方向を明示し、各主体間の連携促進をはかるものです。

5 計画の期間

平成24年度～平成33年度の10年間

6 計画の推進

（1）推進体制

三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会において、関係部局等相互の緊密な連携と調整を行い、施策を総合的、計画的に推進します。

（2）進行管理

4年間の中期的な推進計画（アクションプラン）を別途作成し、4年間の数値目標により、それぞれの施策の進捗状況を把握、評価し、施策にフィードバックしていきます。

7 これまでの経緯と今後の予定

(1) 現在までの経緯

平成 23 年 1 月の環境審議会において、環境基本計画については、「本県の新たな体制や方向性が明らかになり、環境保全の取組に対する考え方が、新年度にしっかりと固められた時点で、改めて、委員の皆さまにご議論いただく」ため、継続審議として決定されました。

今年度、「みえ県民カビジョン（仮称）」の策定とあわせて作業を進めてきており、環境審議会環境基本計画部会での審議を経て、三重県環境基本計画（中間案・改訂版）をとりまとめました。

(2) 今後の予定

平成 23 年 10 月 パブリックコメントの実施
市町長への意見の聴取

平成 23 年 11 月 環境審議会において最終案の審議

平成 24 年 1 月 環境審議会から答申

平成 24 年 2 月 平成 24 年第 1 回三重県議会定例会（2 月会議）に議案上程

三重県環境基本計画(中間案・改訂版)について

目標年度:2021(平成33)年度 (目標は定性的に記述)

(環境基本計画)

第1章

1 計画策定の背景と主旨

2 計画の基本的事項 (位置づけと性格、目標年度)

3 取組結果と課題

これまでの環境基本計画(2004~2010)の体系

- ①環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築
- ②人と自然が共にある環境の保全
- ③やすらぎとつるおいのある快適な環境の創造
- ④自主・協働による環境保全活動の促進

4 環境をとりまく時代潮流と三重県の状況

(1)環境をとりまく2つの大きな潮流

- ①低炭素社会 ~温室効果ガスの削減とエネルギー問題への対応~
- ②生物多様性 ~生物遺伝資源の保全と次世代への継承~

(2)三重県の状況

- ①三重県における課題
- ②県民の意識と環境問題への取組の状況

5 めざすべき姿と基本目標

基本目標Ⅰ

環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

基本目標Ⅱ

自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり

6 目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方

- (1)三重県の政策展開「みえ県民カビジョン(仮称)~新しい豊かさモデルへの挑戦~」の考え方
- (2)県政運営の基本姿勢
- (3)県の環境保全施策の進め方

◎ 改訂のポイント

1 東日本大震災を受けての課題の整理等

- (1) 省エネルギーの観点からの低炭素社会づくりの必要性の記述の強化
(第1章 4(1)①低炭素社会 など)
- (2) 森林や河川、ため池・海岸の整備における防災上の観点の必要性の追記
(第1章 4(2)②三重県における課題 など)
- (3) 災害廃棄物の処理や放射線モニタリングに関する取組の記述を整理
(第2章1(1)循環型社会の構築、第3章2(5)技術・情報基盤をより充実する)

2 「みえ県民カビジョン(仮称)」の考え方の追加

- (1) 県民と協働して「公」を担う考え方を深化させた「協創」による政策展開の考え方
- (2) 県政運営の基本姿勢
 - ①県民と協創するために
 - ②県民に成果を届けるために
 - ③県民の信頼をより高めるために
- (3) 県の環境保全施策の進め方
県民力養成支援、県民力拡大支援、県民力発揮支援
(第1章6目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方)

3 作成方針の見直しによる簡潔な記述

- ・ 10年間に及ぶ長期の計画であることから、主な取組の方向を簡潔に記述(各章)
- (個別の取組内容は、推進計画に記述)

第2章

1 基本目標Ⅰ

2 基本目標Ⅱ

(1)低炭素社会の構築 (地球温暖化の防止)

温室効果ガスの排出削減、森林吸収源の整備、新エネルギーの導入

(2)循環型社会の構築 (廃棄物対策の推進)

ごみゼロ社会の実現、3Rの推進、適正処理の確保、監視強化と不適正処理に対する是正の推進

(3)大気環境の保全

大気汚染の防止、自動車環境対策の推進、騒音・悪臭・振動の防止

(4)水環境の保全

水質汚濁の防止、伊勢湾等(閉鎖性海域)の再生、生活排水対策の推進、土壌・地下水汚染対策の推進

(1)生物多様性の保全 および 持続可能な利用

生物多様性保全活動の促進、里地里山等の保全、希少な野生動植物の保護、水辺環境の保全

(2)自然との ふれあいの確保

自然公園等の整備・活用、森林・水辺等の整備・活用、緑の保全・創出

(3)森林等の公益的 機能の維持確保

森林環境の保全(三重の森林づくり)、農地環境の保全、沿岸海域環境の保全、水循環・浄化機能の確保

(4)良好な景観の形成

県土の景観の形成、農山漁村景観の保全・創出

(5)歴史的・文化的 環境の保全

文化財等の保存・活用、歴史的・文化的景観の保全・活用

第3章

計画の実現に向けた一体的な取組

1 取組の視点

2 分野別取組方針

- 2 (1)ひとを育てる (環境学習・環境教育の推進)
- (2)担い手となる主体を広げる (環境活動の促進)
- (3)環境経営を進める
- (4)しくみをよりの確に運用する
- (5)技術・情報基盤をより充実する
- (6)環境で貢献する

第4章

環境配慮の指針 ~各主体の役割~

- 1 県
- 2 市町
- 3 事業者
- 4 県民

第5章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
 - (1)県の部局間の連携
 - (2)県民、事業者、市町との連携
- 2 計画の進行管理
 - (1)推進計画(4年)による進行管理
 - (2)環境白書による公表
- 3 財政上の措置
- 4 計画の見直し

8. 三重県産業廃棄物税の検討結果と今後の対応

1 三重県産業廃棄物税制度

(1) 制度の創設

税制度の創設当時、三重県においては、県内企業の排出抑制やリサイクル等への取り組みを促進することや、産業基盤である管理型最終処分場の円滑な確保が喫緊の課題となっていました。

こうした現状を解決していくために、従来の施策の枠を越えた新たな産業廃棄物対策を実施できるよう、法定外目的税の制度を活用し、平成13年に産業廃棄物税条例（以下「税条例」という。）が制定（平成14年4月施行）されました（制度概要は別添資料1のとおり）。

この産業廃棄物税は、資源循環型社会の実現を目指すなかで、積極的に産業活動を支援し、産業廃棄物施策の展開をはかるための財源の確保を目的とすると同時に、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、減量化の誘因として機能するような仕組みとしています。

(2) 制度の検討経緯

税条例附則第3項において、施行後5年を目途に必要ながあれば、条例の規定について検討を加え必要な措置を講ずるものと規定されています。さらに、当時の県議会常任委員会の附帯決議として、3年から5年を目途に検討を加えることとなっています。

このため、施行後5年目にあたる平成18年度に、条例の施行後の状況を検討した結果を平成18年第4回定例会へ報告し、現行制度を継続することとなりました。

その後、5年を経過したことから、検討を行ったものです。

2 税収等の状況

産業廃棄物税の税収実績は、以下のとおりとなっています。

税導入当初の税収は1億円前後で推移していましたが、平成18年度以降は1億6千万円から3億5千万円の幅で変動しています。

平成18年度以降の税収に変動があったのは、経済環境や景気等の影響により企業活動に大きな動きがあったことが要因です。

	納税額	納税者数		
		県内	県外	
平成15年度	132,534千円	41者	27者	14者
平成16年度	95,224千円	33者	20者	13者
平成17年度	90,436千円	36者	18者	18者
平成18年度	245,982千円	42者	18者	24者
平成19年度	354,618千円	51者	20者	31者
平成20年度	164,417千円	42者	22者	20者
平成21年度	246,509千円	56者	27者	29者
平成22年度	182,523千円	43者	21者	22者

(注) 平成22年度は決算見込み

3 産業廃棄物の処理状況

(1) 県内全体の状況

平成8年度から平成20年度において、各種リサイクル法の施行等によって、再生利用量が増加するとともに、最終処分量も概ね減少傾向にあります。再生利用量及び最終処分量は、排出量に応じて増減することから単純に比較できないため、最終処分率（最終処分量／排出量）によって比較したところ、大きく減少していることから、産業廃棄物税制度による一定の効果があったものと考えています。

		平成8年度	平成12年度	平成16年度	平成20年度
実績	排出量 (a)	341万ト	327万ト	432万ト	701万ト
	再生利用量 (b)	117万ト	113万ト	170万ト	267万ト
	最終処分量 (c)	78万ト	35万ト	17万ト	23万ト
再生利用率 (b/a)		34.2%	34.6%	39.4%	38.1%
最終処分率 (c/a)		22.9%	10.6%	3.9%	3.3%

(注) ・上記の数値は、4年程度に1回実施している三重県産業廃棄物実態調査結果による。

なお、経年変化を比較するため、鉱業や農業から排出される産業廃棄物は含まれていない。

- ・平成20年度の排出量が増大している主な要因は、排出量の6割を占める製造業で8割増となったためである。

(2) 県外流出と県内流入の状況

産業廃棄物の県外搬出量及び県内搬入量は、年度間変動はあるものの、概ね流入超過の状況が続いており、産業廃棄物税制度導入による影響はないと考えています。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
県内への流入量 (a)	79.5万ト	93.8万ト	96.4万ト	95.9万ト	96.8万ト	99.2万ト
県外への流出量	54.5万ト	74.7万ト	69.4万ト	108万ト	87.3万ト	73.7万ト
特殊要因	0	0	5.5万ト	18.7万ト	14.7万ト	3.7万ト
それ以外(b)	54.5万ト	74.7万ト	63.9万ト	89.3万ト	72.6万ト	70.0万ト
流出入比率(a/b)	1.46	1.26	1.51	1.07	1.33	1.42

(注) ・県外流出量と県内流入量の数値は、産業廃棄物処理実績報告書による。
 ・平成10年度～平成15年度の流出入比率(1.54～2.35)

4 産業廃棄物税の用途事業

税収を活用した事業を実施しており、主な事業内容は、次のとおりです。
 (用途事業の詳細は別添資料2のとおり)

(1) 研究開発等補助金

産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化に係る技術開発等への補助金については、平成22年度までに42件(約3億6千万円)の補助件数となっており、これによる産業廃棄物削減量は約6万1千トンです。

(2) リサイクル技術開発

産業廃棄物のリサイクル等を進めるため、建設廃材や地場産業からの廃棄物などのリサイクルに関する研究開発等を実施し、一部についてはコンクリート製品などに製品化されました。

(3) 最終処分場の周辺環境整備

産業廃棄物管理型最終処分場の周辺環境を整備するため、伊賀市等の最終処分場周辺地域において、植樹等の緑化、公園整備事業、道路整備等に対する補助事業(約5千4百万円)や直轄事業(約1億9千万円)の事業を実施し、周辺環境の改善を進めました。

5 税制度の見直しに関する有識者の意見

産業廃棄物の処理状況や使途事業の実績を踏まえ、今後の税条例のあり方について、外部の有識者に意見聴取を行ったところ、現行課税方式である申告納税方式は産業廃棄物の発生抑制等のインセンティブ（誘因）として効果的な仕組みであることから、引き続き現行課税方式を継続するとともに、免税点、税率等の基本となる事項についても、見直しを行う必要はないとの意見をいただいています。（別添資料3）

6 検討結果と今後の対応

（1）検討結果

県内の産業廃棄物の処理状況は、リサイクルへの取組が進展し、最終処分率が低減傾向にあります。循環型社会の構築に向けて、一層、産業廃棄物の発生抑制等に取り組む必要があります。

また、環境問題に対する社会的な意識の高まりの中、企業等において発生抑制等への取組が進められているところですが、その背景の一つとして本条例制度の導入効果もあったと考えられます。

このようなことから、産業廃棄物税によるインセンティブ効果を持続させ、税を活用した使途事業の実施による産業廃棄物施策の一層の推進をはかる必要があるため、現行の産業廃棄物税制度を継続していきたいと考えています。

（2）今後の対応

税条例については、現行制度のまま継続する方向で、今後、関係団体等に説明し理解を得ていきたいと考えています。

また、今後の使途事業の実施にあたっては、県内企業における産業廃棄物の発生抑制等への支援制度の充実や、廃棄物のエネルギー利用といった新たな取組についても検討し、より効果的な事業を行っていきたいと考えています。

別添資料 1

産業廃棄物税条例の概要

項 目	概 要
1 課税の根拠 (第1条)	地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、産業廃棄物税を課する。
2 納税義務者 (第4条)	産業廃棄物を排出する事業者 (県内・県外を問わず)
3 課税対象 (第4条)	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入 中間処理施設：中間処理業者が設置する県内の産業廃棄物処理施設 最終処分場：産業廃棄物を埋立処分するための県内の産業廃棄物処理施設
4 課税標準 (第7条、第8条)	①最終処分場への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量に一定の処理係数(産業廃棄物の処理施設ごとの減量化を考慮した係数)を乗じて得た重量 ③再生施設への搬入の場合：課税免除 ※再生施設：次のいずれかの中間処理施設 (施行規則第7条) ○中間処理業者の申出に基づき、再生率が0.9以上であることを知事が認定した施設 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> $\text{再生率} A = B \div (B + C)$ <p>B：売り渡した再生品の重量等 C：排出された産業廃棄物の重量</p> </div> ○がれき類を破砕する施設
5 税率 (第9条)	1トンにつき1,000円
6 免税点 (第10条)	4月1日から翌年3月31日までの間(「課税期間」)における課税標準量が1,000トンに満たない場合には産業廃棄物税を課さない。
7 徴収方法 (第11条、第12条)	申告納付 (課税期間終了から7月末まで)
8 用途 (第19条)	産業廃棄物税額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てる。
9 施行期日 (附則第1項)	平成14年4月1日施行。
10 検討 (附則第3項)	この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(注) 平成23年4月現在、産業廃棄物に係る税条例を施行している自治体は三重県を含めて28団体となっており、近隣府県では、愛知県、滋賀県、奈良県、京都府が施行しています。

別添資料2 産業廃棄物税使途事業費の実績（環境森林部等）

（単位：百万円）

事業名	担当部局	事業内容	H13 決算	H14 決算	H15 決算	H16 決算	H17 決算	H18 決算	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 決算 見込み
産業廃棄物抑制等事業費補助金	農水商工部	県内の産業廃棄物排出事業者等が行う産業廃棄物の発生抑制等に係る研究、技術開発等への支援	129	56	62	32	9	12	10	10	21	18
企業環境ネットワーク支援事業費	環境森林部	企業間の産業廃棄物に係る情報交換システムの構築等	19	13	4	3	3	3	6	—	—	—
産業廃棄物適正管理推進事業費	環境森林部	多量排出事業者等が排出する産業廃棄物の適正管理計画の策定等に対する技術指導	—	—	—	—	—	—	3	6	6	7
産業廃棄物適正処理推進事業費	環境森林部	産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者が交付するマニフェスト報告書の電子データ化や普及啓発等	—	—	—	—	—	—	—	2	2	3
産業廃棄物リサイクル技術研究開発事業費	農水商工部 (旧科学技術振興センター)	建築廃材や地場産業の廃棄物などのリサイクル技術の研究開発及び資源循環のための県内企業との共同研究	13	17	15	9	6	6	7	7	4	0
使用済自動車等の適正処理推進事業費	環境森林部	使用済自動車のリサイクルや埋立処分等の低減を進めるための適正処理に関する技術指導	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
最終処分場周辺環境整備事業費	環境森林部	最終処分場の周辺地域の緑化や道路整備等を進めることにより、周辺環境の整備を進める事業	80	43	—	19	16	20	19	18	13	16
産業廃棄物監視強化対策事業費	環境森林部	不適正処理を徹底的に未然防止するための監視体制の強化	88	95	—	—	—	—	—	—	—	—
使途事業歳出 計（四捨五入のため、計が合わない場合があります。）			331	223	82	63	34	41	45	43	45	52
徴税费	総務部	賦課徴収経費（人件費等）	6	19	18	9	9	9	8	9	9	9
計（四捨五入のため、計が合わない場合があります。）			336	243	100	72	43	50	53	51	54	61

別添資料3 税制度の見直しの検討（総務部）

検討項目	検討内容	有識者の意見	見直しの方向性
<p>(1) 課税方式</p> <p>課税方式には申告納付方式と特別徴収方式があり、三重県は申告納付方式を採用している。</p>	<p>申告納付方式を見直し、特別徴収方式とする必要があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本条例制度の導入時、資源循環型社会の構築という理念に鑑み、産業廃棄物の発生抑制等をコントロールする排出事業者に直接課税する方法がよりふさわしいと考え、申告納付方式を採用した。 発生抑制などのインセンティブを直接かけやすいというメリットは、現在も変わっていない。 申告納付方式は事業者側の財務部門にも目に見える形となっているため、発生抑制の意識付けになる。 仮に、課税方式の変更を行おうとすると、コストもかかり、納税者等に対し混乱を生じさせることとなりかねない。 <p>以上のことから、申告納付方式は継続すべきである。</p>	<p>税制度として大きな問題はこれまで生じていないことから、見直しを行わない。</p>
<p>(2) 免税点</p> <p>課税標準となる量が年間1,000トン未満の場合、産業廃棄物税は課されない。</p>	<p>免税点の引き上げ、あるいは引き下げを行なう必要があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 免税点を引き上げると、現行の免税点付近で排出している事業者の税負担がなくなり、当該事業者の排出抑制努力が緩められ、産業廃棄物の排出量の増加が懸念される。 一方、免税点を引き下げると、新たに中小企業への課税が増加するため、中小企業振興に影響が出ることが予想される。 現行の免税点の設定によって具体的に問題となった事例も無い。 <p>以上のことから、免税点について見直すべき点は見受けられない。</p>	<p>総合的に考え、見直しを行わない。</p>
<p>(3) 税率</p> <p>税率は、課税標準となる量1 tあたり1,000円である。</p>	<p>税率の引き上げ、あるいは引き下げを行なう必要があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 税率を引き上げると、排出抑制などの効果は高まるが、企業負担は重くなる。 一方、税率を引き下げると、事業者の負担が軽減されるが、排出量が多い事業者ほど負担の軽減額が大きくなる。 現行の税率の設定によって、具体的に問題となった事例も無く、現行の税率は全国標準となっている。 <p>以上のことから、税率について見直すべき点は見受けられない。</p>	<p>総合的に考え、見直しを行わない。</p>

9. 産業廃棄物不適正処理事案への対応

1 産廃特措法への対応について

(1) 産廃特措法の概要

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下、産廃特措法という。）」は、平成10年6月16日以前に発生した産業廃棄物の不適正処理事案に係る行政代執行に要した費用の一部を国が支援するものであり、これまでに本県では桑名市五反田事案が支援対象となっています。

産廃特措法の支援スキームは下図のとおりであり、知事が対象事案に係る実施計画案を作成し、環境大臣の同意を得たうえで、支障除去等事業を実施するもので、国からは事業費の45%が交付税措置されます。

なお、本法は、平成24年度末までの時限立法であることから、本県や他の5県が法改正（延長）を国に要望しているところです。

① 主な手続の流れ



② 産廃特措法に基づく支援スキーム（総事業費の45%を交付税措置）

自主財源 (10%)	起債充当額 (9.0%)	
	非措置額 (5.0%)	交付税措置額 (5.0%)

(2) 不適正処理事案への対応

本年7月、環境省から産廃特措法の改正（延長）に関して、支援対象事案の照会があり、本県は桑名市の五反田事案、源十郎新田事案、四日市市の大矢知・平津事案、内山事案の4件を報告しました。

その後の環境省との協議の中で、①現行法の期限内（平成24年度内）に早急に支障除去対策に着手し、②法改正後（平成25年度以降）は、引き続き本格的な支障除去対策を実施することとし、現行法期限内の対策内容を中心とした実施計画案を平成23年度中に作成して大臣同意を得る方向で進めることとしました。

なお、四日市市大矢知・平津事案については、地元協議が継続されていることから法改正後に大臣同意を得る方向で対応していくこととしています。

また、平成25年度以降の本格的な支障除去等事業については、必要に応じて、法改正後に実施計画の変更について大臣同意を得て実施していくこととします。

2 主要4事案の対応状況

(1) 桑名市五反田事案

平成13年度から行政代執行により不法投棄に起因した揮発性有機化合物(VOC)による地下水汚染対策を実施してきました。

その後、平成22年3月、新たに環境基準に設定された1,4-ジオキサンによる地下水汚染が判明したことから、産廃特措法に基づく国の支援を得て、既存の水処理施設の改良を行い、VOCと併せて汚染拡散の防止を図る緊急対策を実施しています(現在、施設整備中)。

しかしながら、緊急対策として実施する揚水処理による浄化対策は、長期にわたる水処理施設の管理が必要となり、経済的な負担が増加するほか、技術的にも汚染拡散リスクが上昇するなどの課題があります。

このため、平成21~22年度に適用可能性技術について研究委託を進め、この成果等を踏まえて、本年度は、本格的な支障除去工法の取りまとめに向けて、学識経験者からなる「桑名市五反田事案技術検討専門委員会」を設置し、本年8月25日に第1回の委員会を開催しました。

(2) 桑名市源十郎新田事案

平成19年9月に員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、その後、当該箇所地中から回収した廃油に高濃度の揮発性有機化合物(VOC)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)が含まれていることが平成22年10月に判明しました。

このため、平成23年4月に廃油の流出・拡散の防止を目的とした鋼矢板等を設置する等の緊急対策を実施するとともに、オイルフェンスの敷設などによる河川への油滲出防止対策や定期的な水質調査及び現地パトロールなどを実施しています。

また、流出拡散対策の一層の徹底や本格的な支障除去工法を検討するため、学識経験者からなる「桑名市源十郎新田事案技術検討専門委員会」を設置し、本年7月29日に第1回の委員会を開催しました。

(3) 四日市市大矢知・平津事案

昭和56年から平成6年にかけて産業廃棄物処理業者が安定型最終処分場の許可面積・容積を大幅に超えて産業廃棄物の不適正処理を行ったため、廃棄物の飛散流出などのおそれがあります。

このため、平成19年1月に原因者に対し措置命令を発出するとともに、平成20年10月からは地元・学識経験者・県の三者による協議を開催し、これまでに延べ11回の協議を重ねてきています。

その間、平成22年2月23日には、前知事が地元を訪れ、地元代表者との面談及び現地視察を行い、県が責任を持って対処していく旨を表明しました。

また、同年12月24日には、地元四日市市長立会のもと、地元代表者と前知事との間で廃棄物の飛散流出防止対策や覆土及び雨水排水対策等の「対策工法の骨子案」を中心とする基本合意書を締結しました。

現在、この基本合意書を土台として、学識者間協議や四者協議などの場において、年度内の合意形成を目指して具体的な工法についての協議を進めています。

(4) 四日市市内山事案

四日市市内山町地内の産業廃棄物安定型最終処分場等において、許可品目外の木くず、紙くずの処分や、許可容量を超える廃棄物の埋立が行われ、廃棄物層内で高濃度の硫化水素ガス等の発生が判明したことから、平成19年2月、緊急対策としてガスの回収処理等の行政代執行（県単事業）に着手しました。

行政代執行の着手により、硫化水素ガス濃度は低下しましたが、依然として、廃棄物層内部には硫化水素ガスの発生原因物質（硫酸イオン、有機物）が高濃度に含まれています。

このことから、硫化水素ガス原因物質濃度の低減や廃棄物の飛散・流出防止等の支障除去工法の検討を行うため、学識経験者からなる「四日市市内山事案技術検討専門委員会」を設置し、本年9月9日に第1回の委員会を開催しました。

3 今後の対応について

それぞれの事案毎に設置した有識者からなる「技術検討専門委員会」、或いは四者協議等において、経済的・技術的に合理的で地域住民等関係者の合意が得られる対策工法の検討を進め、実施計画案の作成・大臣同意を得て支障除去対策を実施し、周辺住民の生活環境の安全・安心の確保に努めます。

主な産業廃棄物不適正処理事案の事業イメージ(最長のケース)

事案名	事業計画(見込み)													
	H23年度	H24年度	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目		
桑名市 五反田 事案	水処理施設改良・維持 管理等		水処理施設の維持管理											
			汚染源対策					周辺地下水浄化対策						
桑名市 源十郎新田 事案		汚染拡散防 止対策	補完的拡散防止措置		PCBを含む油分回収等									
		PCBを含 む油分回 収	油分処理											
四日市市 大矢知・平津 事案		現地測量・詳細設計等	覆土・雨水排水対策、調整池設置等											
四日市市 内山 事案		表層ガス 対策	ガス処理施設 の維持管理		整形覆土、雨水排水・飛散流出防止対策等									

10. 水質総量規制に係る総量削減計画（第7次）の策定状況

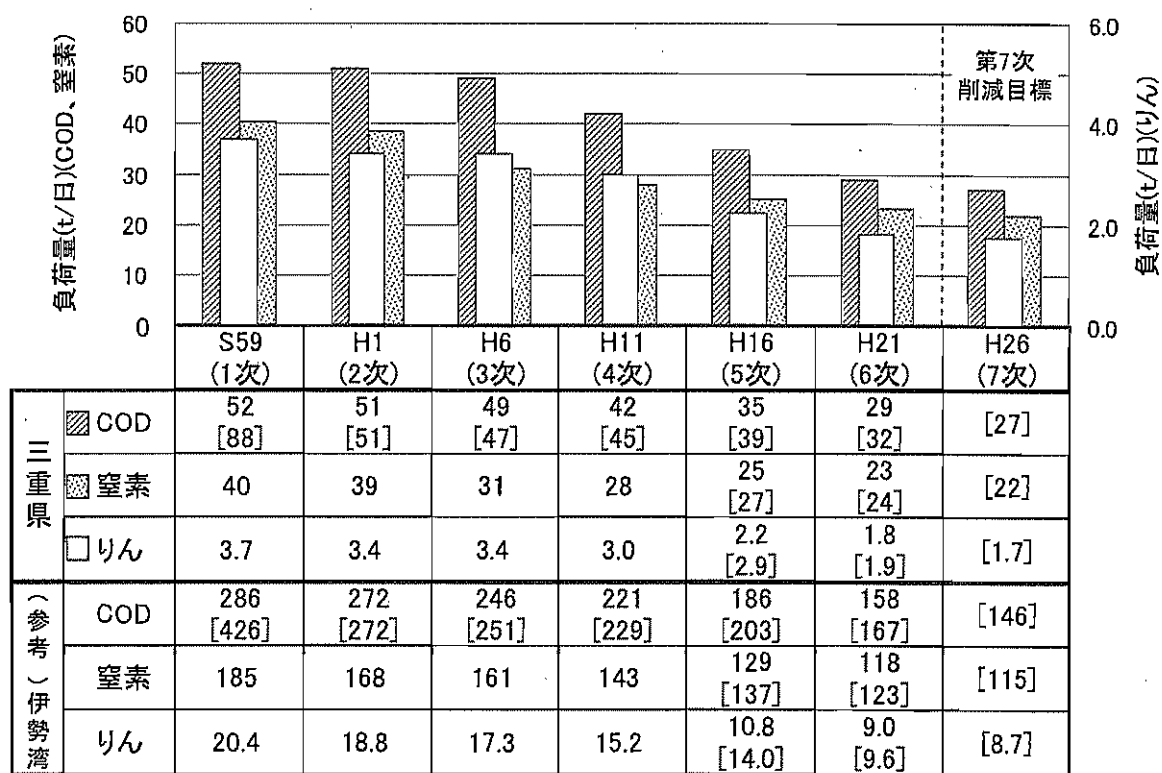
1 水質総量削減制度について

水質総量削減制度は、東京湾や伊勢湾等の広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、閉鎖性海域に流入する汚濁負荷量（COD、窒素、りん）を総合的・計画的に削減することを目的として、昭和53年に「水質汚濁防止法」の改正により導入されました。

水質総量削減制度においては、環境大臣が削減目標量、目標年度、汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を「総量削減基本方針」として定め、これに基づき関係都府県知事が、削減目標量を達成するための「総量削減計画」、「総量規制基準」を定めることとされています。

伊勢湾では、昭和54年の制度導入以後、三重県のほか愛知県、岐阜県においてそれぞれ総量削減計画等を策定しており、計画的に汚濁負荷量を削減してきています。

グラフ 汚濁負荷量削減の推移



[]内は削減目標量(t/日)

水質総量削減の取組により、伊勢湾に流入する汚濁負荷量は、制度開始当初と比較して約半分程度まで削減されたものの、海底に堆積した汚泥からの汚濁物質の溶出や内部生産等の影響により、伊勢湾の水質改善は進んでおらず、依然として赤潮や貧酸素水塊が発生するなど、引き続き汚濁物質の総量削減が必要な状況となっています。

2 三重県環境審議会（水質総量規制部会）における審議状況

本年6月に、国の「総量削減基本方針」が示されたことから、平成26年度を目標年度とする「第7次総量削減計画」等について、現在、三重県環境審議会（水質総量規制部会）において審議が進められています。

水質総量規制部会では、国の総量削減基本方針に示された本県の平成26年度の削減目標について、発生源別目標量の設定及び目標達成のための取組等について調査・検討されており、このたび総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）としてとりまとめられました。

（1）第7次総量削減計画（案）における削減目標

平成26年度を目標年度とする第7次総量削減計画（案）における汚濁負荷量の削減目標量については、国の総量削減基本方針の中で示された三重県の削減目標量を発生源ごとに次のとおり設定しています。

基本方針で示された県別削減目標量(t/日)

	COD	窒素	りん
岐阜県	37	31	2.1
愛知県	82	62	4.9
三重県	27	22	1.7
総量	146	115	8.7

第7次総量削減計画（案）における発生源別の削減目標量

	COD (t/日)	窒素 (t/日)	りん (t/日)
生活系	12 (14)	7 (8)	0.7 (0.8)
産業系	12 (12)	5 (5)	0.7 (0.7)
その他	3 (3)	10 (10)	0.3 (0.3)
計	27 (29)	22 (23)	1.7 (1.8)

()内は平成21年度の実績値

生活系：生活排水やし尿処理場等人の生活に起因する発生源

産業系：工場・事業場等の産業活動に起因する発生源

その他：田畑、畜産農業、養殖漁業等のその他に起因する発生源

第7次総量削減計画（案）の目標を達成するための主な取組としては、総量規制基準の改定による工場・事業場に対する排水規制の強化のほか、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備など、関係部局との連携のもと次のような取組を推進していきます。

- 下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備促進
- 環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理・適正利用の推進
- 干潟・藻場の保全・再生、藻類増養殖等の推進

（2）総量規制基準の強化

工場・事業場が一日に排出する汚濁負荷量の許容限度（総量規制基準）については、環境省告示で示された基準値の範囲において、業種や排水量等の区分ごとに排水処理技術の動向、排出水の実態、これまで取られた措置、原料の性状や工程等を勘案し改定作業を行っています。

なお、今回の改定案は、該当する工場・事業場へのヒアリングやアンケート調査を行い、実現可能性も考慮したものとしています。

C 値改定案 一覧表

	業種区分	C値見直し案(mg/L)			
		Co	Cl	Cj	
OOD	寒天製造業	80 → 55	80 → 55	80 → 55	
	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	30 → 25	30 → 25	30 → 25	
	石油化学系基礎製品製造業(脂肪族系中間物製造)	備考(青酸誘導品含有排水を排出する工程)	210 → 150	210 → 150	190 → 150
	その他の有機化学工業製品製造業	備考(有機ゴム薬品製造工程)	280 → 150	270 → 150	270 → 150
	イオン交換樹脂製造業		170 → 160	170 → 160	130
	し尿処理業	備考(日平均排水量が3000m ³ 未満のもの)	50 → 40	40	30
T-N	畜産農業	備考(50m ² 以上の豚房施設を有するもの) ※新規	60	60	
	窒素質・りん酸質肥料製造業	備考(尿素製造工程)	1100→700	1100→700	
	その他の無機化学工業製品製造業	備考(バナジウム化合物製造工程)	160→50	40	
	その他の無機化学工業製品製造業	備考(モリブデン化合物製造工程)	160→50	40	
	その他の無機化学工業製品製造業	備考(窒素・窒素化合物を含有する原料を使用)	160 → 120	60	
	石油化学系基礎製品製造業(脂肪族系中間物製造)	備考(窒素・窒素化合物を原料として使用)	60→50	40	
	プラスチック製造業	備考(窒素・窒素化合物を原料等として使用)	60 → 55	20	
	一般機械器具製造業	備考(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)	25 → 20	10	
T-P	畜産農業	備考(50m ² 以上の豚房施設を有するもの) ※新規	8	8	
	砂糖精製業		2 → 1.5	1	
	あん類製造業	400m ³ 未満	9 → 8	1.5	
	あん類製造業	400m ³ 以上	4.5 → 4	1	
	窒素質・りん酸質肥料製造業		14.5 → 2	1	

※ Co,Cl,Cj: 水質汚濁防止法に基づく届出の時期により、適用される基準値が異なる。

〔 COD については、Co: S55.6.30 以前、Cl: S55.7.1～H3.6.30、Cj: H3.7.1 以降
 窒素、りんについては、Co: H14.9.30 以前、Cl: H14.10.1 以降 〕

3 今後の予定

9月21日～10月20日	パブリック・コメント
10月下旬	環境審議会第4回水質総量規制部会
11月上旬	三重県環境審議会 答申
11月中旬～12月中旬	環境省、市町協議
H24.1月中旬	公害対策会議幹事会(国)の同意
H24.2月下旬	県告示

11. 三重の森林づくり実施状況及び三重の森林づくり基本計画の改定

11-1 三重の森林づくり実施状況（平成22年度版）

1 三重の森林づくり実施状況を報告する根拠

「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するものです。

2 基本方針別にみた実施状況の概要（詳細は別冊）

(1) 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

指標：民有林の間伐実施面積（平成18年度からの累計）		
目標	平成27年度	80,000ha（10年）
	（平成22年度）	40,000ha（5年）
実績	平成18年度	7,452ha
	平成19年度	9,074ha
	平成20年度	9,167ha
	平成21年度	9,782ha
	平成22年度	9,056ha
		44,531ha（5年）

森林環境創造事業、造林事業、高齢林整備間伐促進事業、治山事業等により、環境林2,800ha、生産林6,256ha、計9,056haの間伐を実施しました。

(2) 基本方針2 林業の持続的発展

指標：県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量		
目標	平成27年度	328千m ³
	（平成22年度）	324千m ³
実績	平成18年度	319千m ³
	平成19年度	279千m ³
	平成20年度	291千m ³
	平成21年度	269千m ³
	平成22年度	239千m ³

平成22年度は、新設木造住宅着工戸数が伸び悩むなか素材生産量は239千m³に減少しました。

このような中で、がんばる三重の林業創出事業等により、森林の団地化、施業の集約化を進めた結果、28団地において273haの搬出間伐等が行われ、約3万m³の木材が搬出されました。

また、「三重の木」認証材は、「三重の木」アドバイザーや認証事業者による利用拡大の取組や、金融機関の協力により実施している「三重の木」認証材使用による住宅ローンの金利引き下げ制度などにより、昨年を約5%上回る9,154m³が出荷されました。

(3) 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

指標：森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数		
目標	平成27年度 指導者数500人	活動回数2,000回
	(平成22年度 400人)	(1,600回)
実績	平成18年度 270人	1,105回
	平成19年度 341人	1,393回
	平成20年度 376人	2,646回
	平成21年度 445人	3,499回
	平成22年度 455人	2,457回

「森林とのふれあい・学び事業」により、森林環境学習の指導者養成セミナー（4件）を開催し、58人の指導者を養成するとともに、森林の活動体験教室（7回）を開催するとともに、小中学校を対象に体験・学習プログラムづくりへの支援や指導者とのマッチングを進めました。

(4) 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

指標：森林づくりへの参加者数	
目標	平成27年度 20,000人
	(平成22年度 15,000人)
実績	平成18年度 11,596人
	平成19年度 12,355人
	平成20年度 17,175人
	平成21年度 19,512人
	平成22年度 24,241人

三重のもりづくり月間（10月）に、「三重の森林と木づかいフェア」を10月2日（土）名張市総合体育館（名張市：参加者約4,400名）で、「森の講座」を県内7地域（参加者272名）で開催しました。

また、「企業の森」については、新たに8ヶ所（52.1ha）の森林で取り組みが始まり、計26ヶ所（129ha）になりました。

11-2 三重の森林づくり基本計画の改定

1 改定の背景（森林・林業を巡る状況の変化）

- 京都議定書の目標達成を図るための森林吸収源対策など間伐を中心に森林整備を進め、間伐実績は基本計画の目標を上回っています。しかしながら路網整備や生産性向上の取組が進まなかったことなどから、間伐材の9割が利用されないなど森林資源が有効に活用されていない状況にあります。
- 三重県の森林資源が育成から利用の段階を迎え、平成21年度から施業の集約化や路網等の基盤整備、木材の直送体制づくり等の取組により、伐捨間伐から搬出間伐への転換を図っています。
- 国においても、平成21年12月に策定された「森林・林業再生プラン」に基づき、木材の安定供給体制の確立、木材の利用を通じた低炭素社会の構築等を図っていくこととしており、24年度から森林経営計画制度の下で、プランが掲げる木材自給率50%の実現を目指して、その取り組みが本格的にスタートします。
- 木材の需要拡大については、住宅需要は減少していくと予想されている中で、住宅分野以外の木材需要の拡大や、再生可能エネルギーへの期待が高まる中で木質バイオマスのエネルギー利用推進を図っていくことが課題となっています。

以上のような森林・林業を巡る状況の変化に的確に対応するため、基本計画の改定を行います。

(参考)

【三重の森林づくり基本計画】

第5「計画の進行管理」の3

「森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化など必要に応じ、計画の見直しを行います」

【三重の森林づくり条例】

附則 第3項

「条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、必要な措置が講ぜられるものとする」

2 三重の森林づくり基本計画 改定のポイント

基本方針1 森林の公益的機能の発揮

- ・ 指標の「間伐実施面積累計」の実績は目標を上回っていますが、数値目標の変更は行わず、間伐材等森林資源の有効活用を図りながら、引き続き間伐等の森林整備を進めていきます。

基本方針2 林業の持続的発展について

- ・ 森林経営計画制度に基づく施業の集約化の取組等により生産性の向上を図りながら、今後需要が見込まれる木質バイオマスエネルギーへの生産供給を進め、素材生産量の増大を図っていくこととし、指標の「県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量」については、22年実績が目標を下回っていますが、数値目標を上方に修正します。

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

- ・ 指標の「指導者数」は、H22 実績が H22 目標を上回っており、目標を上方に修正し、多様な主体と連携して森林環境教育の機会の増大や指導者の育成を図っていきます。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

- ・ 指標の「森林づくりへの参加者数」は、H22 実績が H27 目標を上回っており、目標を上方に修正し、多様な主体と連携して県民参画による森林づくりを進めていきます。

3 今後のスケジュール

- 10月11日～1ヶ月間 案に対するパブリックコメントを実施
- 12月上旬 最終案について森林審議会で審議
- 12月上旬 最終案について常任委員会で説明
- 24年第1回定例会 改定議案上程

実施状況

森林の多面的機能の発揮

実施状況

・指標とする「間伐実施面積」についてはH22時点の目標を上回っている。
 ※ 5年間の累計:44,531ha
 (目標:40,000ha)

林業の持続的発展

実施状況

・素材生産量は減少傾向でH22時点の目標を下回っている。
 ※ H22素材生産量:239千m3
 (H22目標:324千m3)

・目標を上回る団地化・集約化が進み、利用間伐、木材直送量は増加している。
 ※ H21~22実績:団地数76箇所、5,200ha
 (目標:73箇所、3,720ha)
 ※ H22利用間伐:273ha、搬出間伐3万m3

・県産材需要が厳しい中で「三重の木」認証材は普及が進んでいる。
 ※ H22出荷量:9,154m3(H21比5%増)

森林文化及び森林環境教育の振興

実施状況

・森林環境教育指導者が増加し、その活動も活発に行われている。
 ※ H22末時点の指導者数:455人
 (H22目標:400人)

森林づくりへの県民参画の推進

実施状況

・企業や県民の森林への関心・取組が高まり、企業の森の取組、森林づくり活動への参加は進んでいる。
 ※ 森林づくりへの参加者数:24,241人
 (H22目標:15,000人)
 ※ 企業の森の取組:26箇所、129ha

森林資源は
育成から利用の段階へ

森林・林業を巡る
状況変化

森林の公益的機能への
社会的要請の高まり

造林未済地の増加

低い間伐材利用量

森林・林業再生プラン
目標:木材自給率50%

基盤整備の遅れ

高い生産流通コスト

住宅着工戸数の減少
予測

再生可能エネルギー
買取法成立

生物多様性への関心の
高まり

環境意識の高まり

所有者の森林への関心
の低下

企業、県民等の社会貢献
意識の高まり

三重の森林づくり基本計画改定案

森林の多面的機能の発揮

数値
目標

指標	H27	H37
間伐実施面積	80,000ha	140,000ha

取組
方向

・環境林は、針広混交林への誘導、適切な更新等により、多様な森林づくりを進める。
 ・生産林は、伐捨間伐から搬出間伐へ転換し、森林資源の有効活用を図りながら間伐等の森林整備を進める。

林業の持続的発展

数値
目標

指標	H27	H37
素材生産量	(328千m3) 402千m3	(345千m3) 498千m3

※ () は現行計画の目標、以下同じ

用途別内訳	H22 実績	H27 目標	H37 目標
製材用	228 千 m3	252 千 m3	275 千 m3
合板用	6 千 m3	13 千 m3	20 千 m3
チップ用	5 千 m3	137 千 m3	203 千 m3

取組
方向

・森林経営計画制度に基づき、路網整備や施業の集約化を進める。
 ・木材の低コスト生産、安定供給体制の構築を図る。
 ・県産材の新たな販路開拓を進める。
 ・住宅以外の合板や木質バイオマスエネルギーとしての利用など、これまで県産材があまり使われていない用途への需要拡大を図る。
 ・フォレスター等の多様な人材の育成や必要な事業体の育成・確保を進める。

森林文化及び森林環境教育の振興

数値
目標

指標	H27	H37
指導者数及び 活動回数	(500人、2,000回) 650人、2,000回	(750人、3,000回) 800人、3,000回

取組
方向

・森づくりを通じた連携交流や、地域住民や団体等による里山保全活動を進める。
 ・多様な主体と連携し、森林環境教育の機会の増大を図るとともに、指導者の育成等を進める。

森林づくりへの県民参画の推進

数値
目標

指標	H27	H37
森林づくりへの 参加者数	(20,000人) 30,000人	(30,000人) 40,000人

取組
方向

・多様な主体と連携し、県民やボランティア、NPO、企業などの森林づくり活動を促進する。
 ・より多様な主体が森林づくりに参画できる環境づくりを進める。

12. ニホンジカ、イノシシの狩猟期間の延長

1 ニホンジカ及びイノシシの現状とこれまでの取組

平成19年度から狩猟による捕獲数や有害捕獲許可頭数の制限を緩和しており、ニホンジカの捕獲実績は、平成18年度の6,471頭から、平成21年度には10,979頭と大幅に増加しています。また、イノシシの捕獲実績も平成18年度の5,978頭が平成21年度には7,434頭に増加しています。

しかし、平成21年度における農林業被害は、ニホンジカで3億4,600万円、イノシシで1億5,100万円と依然として高い水準のまま推移しております。

このため、被害を軽減させるために、平成22年度から狩猟期間を1ヶ月延長して11月15日から3月15日までとしました。

農林業被害額、捕獲頭数 (単位：百万円、頭)

種類	区分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
ニホンジカ	被害額	198	201	248	350	346
	捕獲頭数	5,730	6,471	7,979	9,662	10,979
イノシシ	被害額	80	76	147	126	151
	捕獲頭数	5,111	5,978	6,291	8,262	7,434

2 狩猟期間の延長

ニホンジカ及びイノシシによる農林業被害が依然として高い水準にあることから、本年9月30日付けでニホンジカ及びイノシシの特定鳥獣保護管理計画を変更し、狩猟期間を更に延長し捕獲の促進をはかりました。

(1) ニホンジカ

県内の適正生息頭数である10,000頭を早期に達成するために、狩猟期間と捕獲目標を次のように変更しました。

- ・ 狩猟期間を「11月15日～3月15日」から「11月1日～3月15日」に延長
- ・ H23年度の捕獲目標を12,200頭から13,500頭に変更

(5ヶ年計で45,900頭から47,200頭に変更)

(2) イノシシ

被害額を更に軽減させるために、狩猟期間を次のように変更しました。

- ・ 狩猟期間を「11月15日～3月15日」から「11月1日～3月15日」に延長
- ・ これにより、早期に農林産物被害金額を過去10年間で一番低い額である7,600万円までに抑える

3 今後の取組

特定鳥獣保護管理計画の変更については、本年9月30日付けで三重県公報に登載したところですが、狩猟期間の延長について、各狩猟者への周知を行い、狩猟による一層の捕獲を促すとともに、狩猟事故の防止のため、広く県民に周知してまいります。

また、次期計画（平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間）においては、捕獲頭数の制限の緩和など更なる規制緩和等を検討し、被害の軽減をはかってまいります。

13. 審議会等の審議状況（平成23年6月3日～平成23年9月13日）

（環境森林部）

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 環境基本計画部会
2 開催年月日	平成23年 9月 6日
3 委員	部会長 井村 秀文 部会長代理 太田 清久 委員 青木 民夫 他4名
4 諮問事項	三重県環境基本計画について
5 調査審議結果	三重県環境基本計画（中間案・改訂版）等について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

2 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水質総量規制部会
2 開催年月日	平成23年 7月14日
3 委員	部会長 太田 清久 委員 田中 晶善 他2名
4 諮問事項	第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について
5 調査審議結果	総量規制基準の改定方法等について事務局から説明を行い、ご意見等をいただいた。
6 備考	

3 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水質総量規制部会
2 開催年月日	平成23年 9月 6日
3 委員	部会長 太田 清久 委員 田中 晶善 他2名
4 諮問事項	第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について
5 調査審議結果	総量削減計画案、総量規制基準案について事務局から説明を行い、ご意見等をいただいた。
6 備考	

4 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水生生物保全環境基準類型指定部会
2 開催年月日	平成23年 8月 5日
3 委員	部会長 田中 晶善 委員 岩田 政司 他2名
4 諮問事項	水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について
5 調査審議結果	県内河川の水生生物保全環境基準に係る水域類型の指定について事務局から説明を行い、ご意見等をいただいた。
6 備考	

5 三重県自動車廃物認定委員会

1 審議会等の名称	三重県自動車廃物認定委員会
2 開催年月日	平成23年 7月 5日
3 委員	委員長代理 岡野 功資 委員 伊賀 恵 他4名
4 諮問事項	放置自動車の廃物認定について（桑名市管理地1件）
5 調査審議結果	審議案件1件について、現状の調査結果をもって廃物認定の判断を行うことは困難であるとの答申が示された。
6 備考	

6 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	平成23年 8月26日
3 委員	会長 高橋 正博 委員 太田 清久 他15名
4 諮問事項	藤原鉦山およびその周辺次期原料山開発事業環境影響評価準備書
5 調査審議結果	事業計画地の現地調査の後、事業者から事業の説明を受けて環境影響評価の書類審議を行った。
6 備考	

7 三重県森林審議会

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成23年 9月 1日
3 委員	会 長 石川 知明 委 員 大垣 順子 他13名
4 諮問事項	(1)「三重の森林づくり条例」について (2)三重の森林づくり基本計画の改定について (3)三重県森林審議会保全部会について
5 調査審議結果	(1)及び(2)について審議が行われ、(2)の改定内容(素案)について意見が出され、次回の森林審議会にて今回出された意見を参考とした案を再度審議することとなった。 (3)三重県森林審議会保全部会については、従来どおりの取扱いとすることで承認された。
6 備考	

8 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成23年 6月23日
3 委員	会 長 加治佐 隆光 会 員 内田 克宏 他8名
4 諮問事項	自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めることについて
5 調査審議結果	室生赤目青山国定公園内への風力発電施設設置申請の内容及び、自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めることについて現地調査を行った。
6 備考	

9 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成23年 7月28日
3 委員	会 長 加治佐 隆光 会 員 伊藤 千鶴 他10名
4 諮問事項	自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めることについて
5 調査審議結果	室生赤目青山国定公園内への風力発電施設設置申請に対して、自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めることについて、会長が提示した答申素案をもとに、各委員による審議を行った。
6 備考	

10 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成23年 8月31日
3 委員	会 長 加治佐 隆光 会 員 伊藤 千鶴 他9名
4 諮問事項	自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めることについて
5 調査審議結果	室生赤目青山国定公園内への風力発電施設設置申請に対して、自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めることについて、答申案をとりまとめた（9月14日に三重県知事あて答申）。
6 備考	

11 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成23年 6月30日
3 委員	会 長 加治佐 隆光 委 員 山本 廣視 他3名
4 諮問事項	温泉掘削許可申請2件
5 調査審議結果	許可が適当と認められた。
6 備考	